

8. 輸送関係

資料 8-1 公用車台数

(平成 27 年 4 月現在)

種 類	乗用車		貨物車		軽自動車	大型・マイ クロバス	原 付	合 計
	普通	小型	普通	小型				
台 数	5	4		11	20	1	3	41

- (注) 1. 特殊車両は除く。
2. 合計は原付を除く。

(表)

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

() 第 号
年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を掲示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更が生じ、又届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届けて再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、いずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車になったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両確認申請書

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

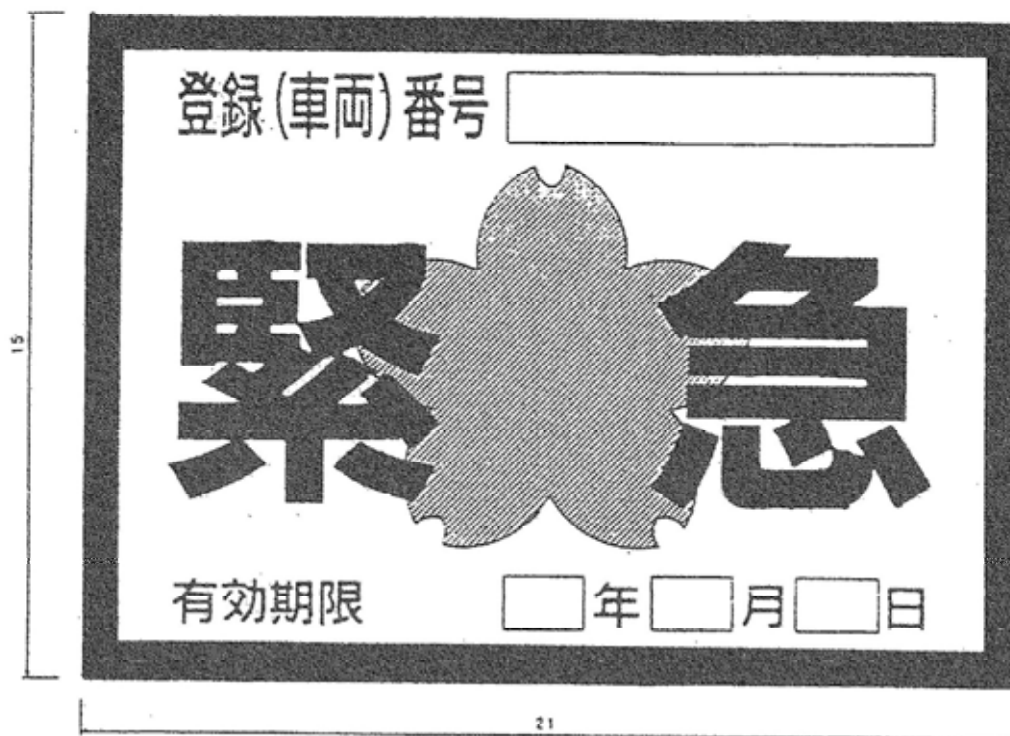
申請者住所 _____
 (電話番号) _____
氏 名 _____ ⑩

行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ）	
	名称（ ）	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）	
番 号 票 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品目）		
車 両 の 使 用 者	住 所	電話番号（ ）
	氏 名	
運 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
			大阪府知事 公安委員会	
			印	
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

標 章

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）

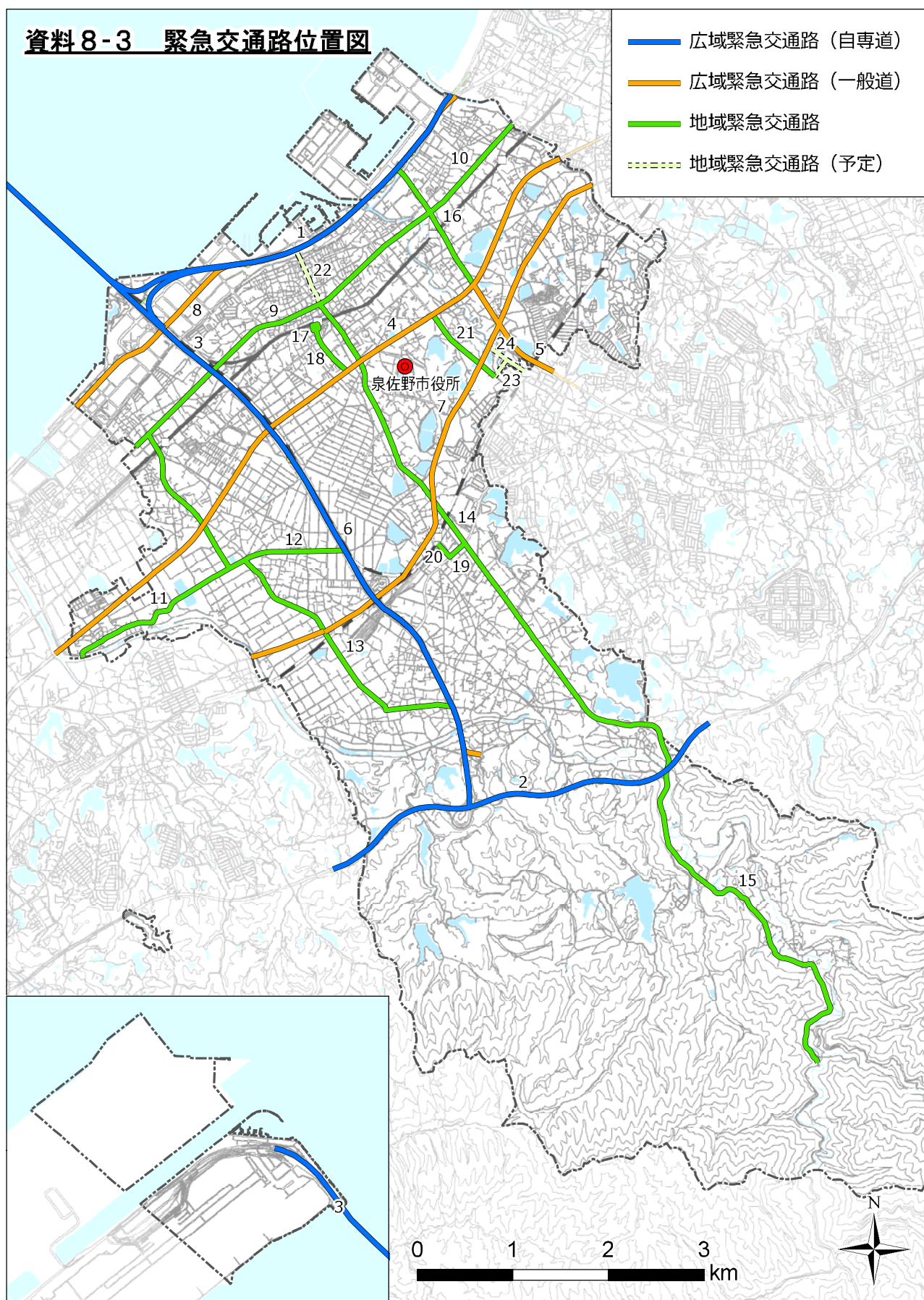


- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

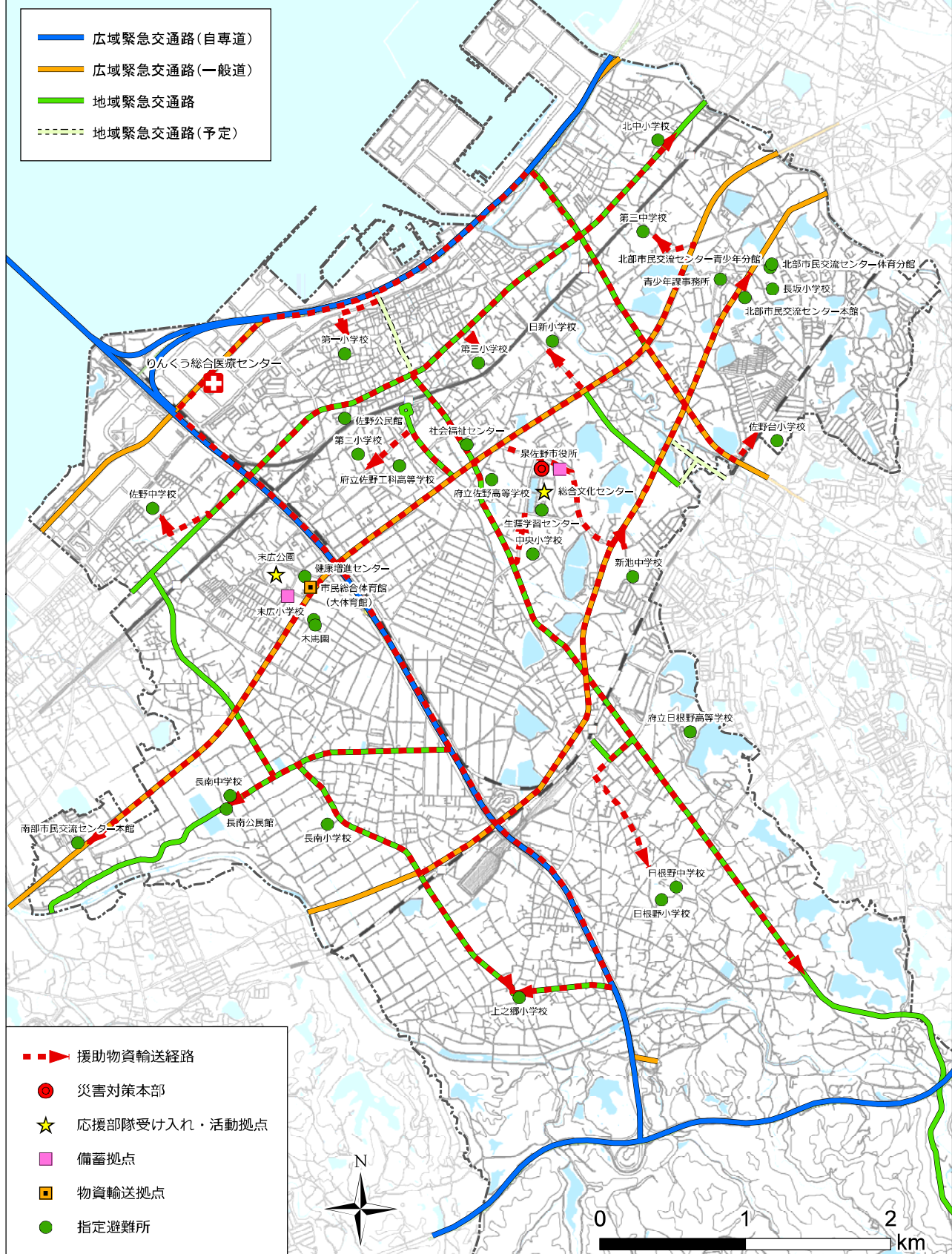
資料 8-3 緊急交通路一覧

路線名			区間
広域緊急交通路（府選定）	1	阪神高速道路	市内全線
	2	阪和自動車道	市内全線
	3	関西空港自動車道	市内全線
	4	国道26号	市内全線
	5	国道170号	市内全線
	6	国道481号	空連道臨海南～上之郷IC前
	7	大阪和泉泉南線	市内全線
	8	大阪臨海線	市内全線
地域緊急交通路（市選定）	9	泉佐野岩出線	市境～下瓦屋
	10	堺阪南線	下瓦屋～市境
	11	和歌山貝塚線	市境～長滝西
	12	佐野山手線	長滝西～国道481号
	13	日根野羽倉崎線	国道481号～泉佐野岩出線
	14	土丸栄線	泉佐野打田線～泉佐野岩出線
	15	泉佐野打田線	大木～泉佐野岩出線
	16	枚方・富田林・泉佐野線	市内全線
	17	高松中央線	市内全線
	18	泉佐野停車場線	市内全線
	19	日根野駅前線	市内全線
	20	大阪和泉泉南線	土丸栄線～JR日根野駅前
	21	泉佐野熊取線	国道26号～蓮池
	22	泉佐野土丸線（予定）	大阪臨海線～泉佐野岩出線
	23	熊取駅西線（予定）	熊取駅～熊取駅西1号線
	24	熊取駅西1号線（予定）	大阪和泉泉南線～蓮池

資料 8-3 緊急交通路位置図



資料 8-4 救援物資の輸送経路図



資料 8-5 道路通行規制基準等

①西日本高速道路株式会社

高速道路名	通 行 規 制 基 準			通 行 止 基 準				
	地 震	異常 降雨	そ の 他	地 震	異 常 降 雨			そ の 他
		連続 雨量 (mm)			連続 雨量	組み合わせ 雨量 (mm)		
							(mm)	
阪和自動車道 (堺～阪南)	計測震度 4.0以上 4.5未満	120	既往の災害事例、 その他を勘案して 必要と認められる 場合。	計測震度 4.5以上	220	160	40	既往の災害事例、 その他を勘案して 必要と認められる 場合。
関西空港自動車道 〔泉佐野 J ～ 上之郷〕		120			220	160	40	
関西空港自動車道 〔上之郷 ～ りんくう J〕		—			—	—	—	

(注) 1. 異常降雨に伴う通行止基準について

- ・ただし、基準値によらず冠水・視界不良等により安全走行を確保できないと判断される場合は適宜通行止を実施する。

2. 組み合わせ雨量による通行止について

- ・連続雨量が基準値に達し、かつ、その時の時間雨量が基準値以上を観測した場合に通行止を行う。

②阪神高速道路株式会社

種 類	規制内容
強 風	風速に応じて、通行止め等の措置を実施
大 雨	降雨量に応じて、通行止め等の措置を実施
地 震	震度に応じて、通行止め等の措置を実施
津 波	津波警報等の発表に応じて、通行止め等の措置を実施

資料 8-6 災害時用臨時ヘリポート一覧表

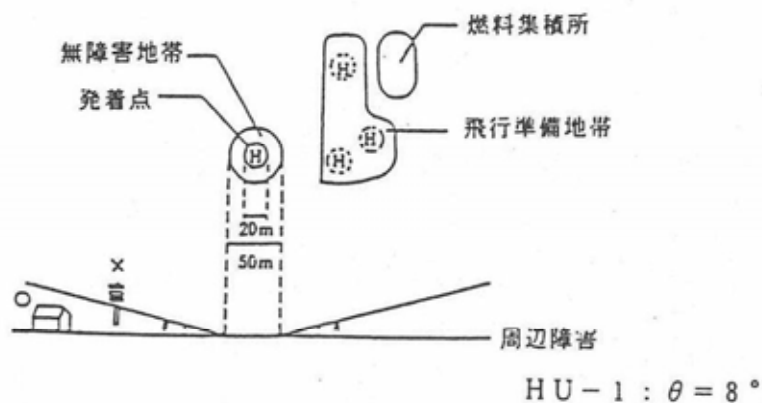
ヘリポート名	所在地	管理者	電話	幅×長さ
不二製油㈱ 阪南工場グラウンド	住吉町 1	不二製油㈱ 保安係	463-1341	土俵面 100×87m
末広公園	新安松 1-1-23	都市整備部 道路公園課	463-1212	土俵面 175×70m
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	教育部 青少年課	469-1106	土俵面 81×70m

選定基準：(1)地盤強固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)

(2)地積基準として、大型は 100m 四方以上、中型は 50m 四方以上、小型は 30m 四方以上の地積が確保できること。

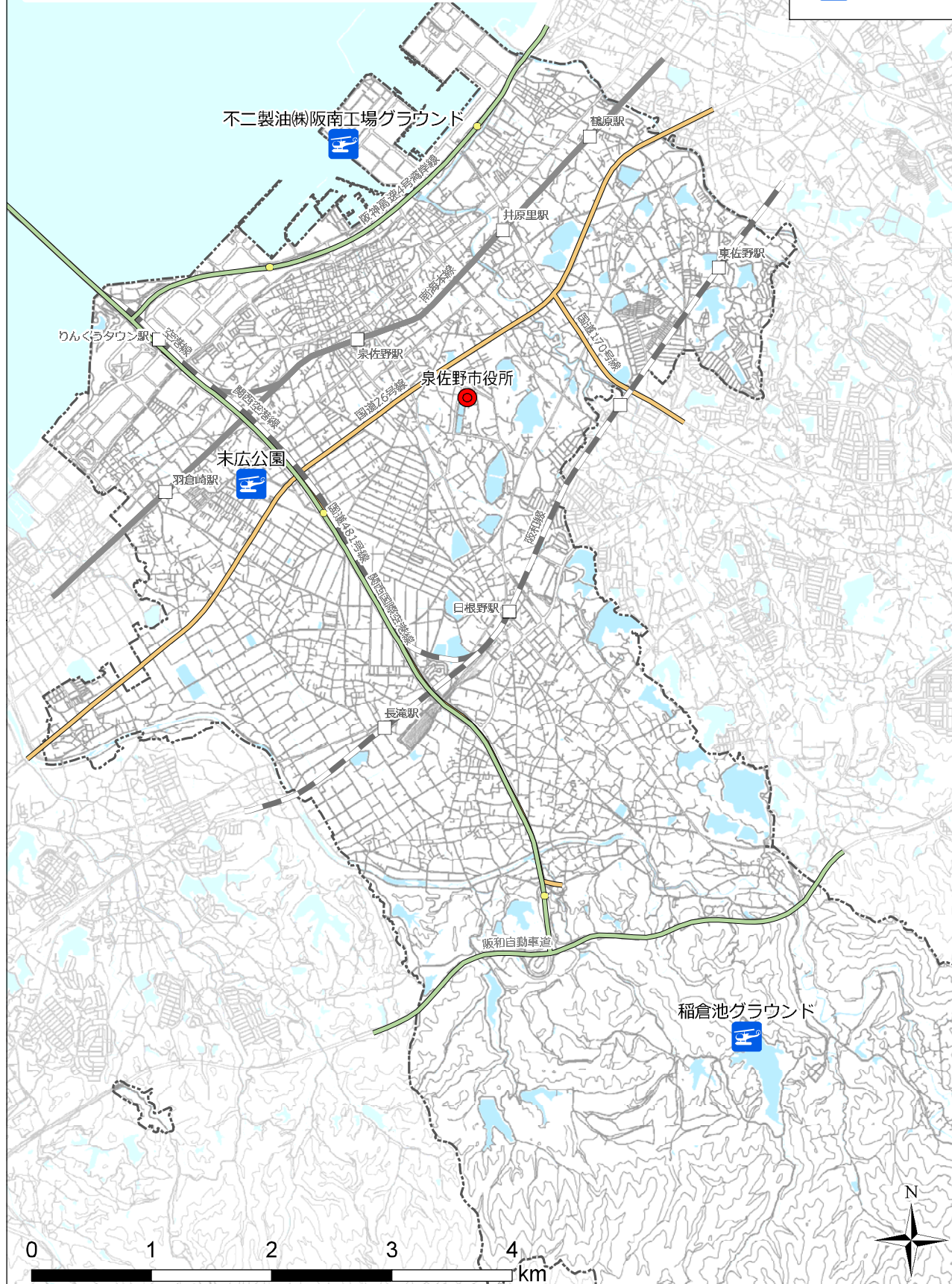
(3)二方向以上離着陸が可能であること。

(4)車両の進入路があること。



資料 8-6 災害時用臨時ヘリポート位置図

 ヘリポート



9. 避難関係

資料9-1 指定緊急避難場所一覧

平成27年3月31日現在

平成27年3月31日現在

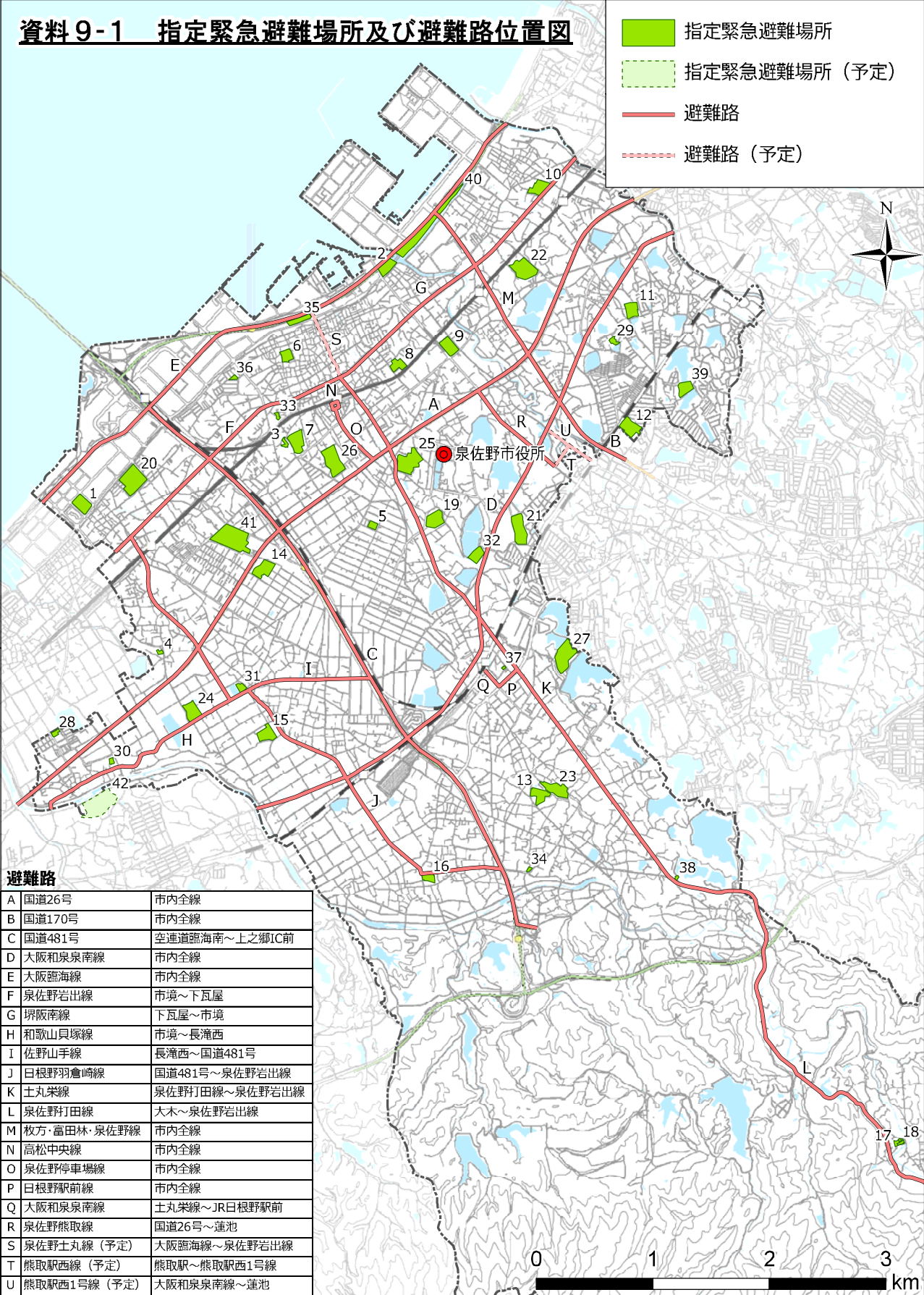
NO	施設・場所名	住所										指定 避難所 との 重複	想定 収容人数
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1	りんくう中央公園	りんくう往来南6-12	○	○	○	○	○	○	○			44,381人	
2	湊公園	新浜町3	○	○		○		○	○			11,511人	
3	高松公園	高松北2-1925-7	○	○	○	○	○	○	○			3,201人	
4	船岡公園	南中岡本275-5	○	○	○	○	○	○	○			1,698人	
5	葵中央公園	葵町1-6252	○	○	○	○	○	○	○			3,913人	
6	第一小学校 運動場	野出町1-34	○	○	○	○		○	○			3,740人	
7	第二小学校 運動場	高松北2-1-7	○	○	○	○	○	○	○			8,275人	
8	第三小学校 運動場	旭町4-6	○	○	○	○	○	○	○			4,675人	
9	日新小学校 運動場	中庄801	○	○	○	○	○	○	○			6,390人	
10	北中小学校 運動場	鶴原2-1-7	○	○	○	○	○	○	○			7,019人	
11	長坂小学校 運動場	鶴原1053	○	○	○	○	○	○	○			8,860人	
12	佐野台小学校 運動場	東佐野台1-1	○	○	○	○	○	○	○			8,965人	
13	日根野小学校 運動場	日根野1684	○	○	○	○	○	○	○			5,243人	
14	末広小学校 運動場	南中安松1545	○	○	○	○	○	○	○			8,800人	
15	長南小学校 運動場	長滝418	○	○	○	○	○	○	○			6,850人	
16	上之郷小学校 運動場	上之郷1680	○	○	○	○	○	○	○			4,027人	
17	大木小学校 運動場	大木1443	○		○	○	○	○	○			3,110人	
18	大木小学校 屋内運動場及び校舎2階	大木1443		○							○	357人	
19	中央小学校 運動場	市場南1-9-1	○	○	○	○	○	○	○			9,664人	
20	佐野中学校 運動場	羽倉崎4-3-12	○	○	○	○		○	○			10,150人	
21	新池中学校 運動場	松風台1-1151-1	○	○	○	○	○	○	○			17,420人	
22	第三中学校 運動場	下瓦屋500	○	○	○	○	○	○	○			13,326人	
23	日根野中学校 運動場	日根野1699	○	○	○	○	○	○	○			6,701人	
24	長南中学校 運動場	南中安松888	○	○	○	○	○	○	○			9,744人	
25	府立佐野高等学校 運動場	市場東2-398	○	○	○	○	○	○	○			11,400人	
26	府立佐野工科高校 運動場	高松東1-3-50	○	○	○	○	○	○	○			28,797人	
27	府立日根野高等学校 運動場	日根野2372-1	○	○	○	○	○	○	○			11,448人	
28	上田ヶ丘公園	南中樫井1065	○	○	○	○	○	○	○			2,785人	
29	長坂公園	上瓦屋954-3	○	○	○	○	○	○	○			3,292人	
30	樫井東中公園	南中樫井347-1		○	○	○	○	○	○			1,984人	
31	南の池公園	南中安松951-3	○	○	○	○	○	○	○			4,061人	
32	檀波羅公園	市場南3-29-1	○	○	○	○	○	○	○			18,958人	
33	二中公園	大西1-1660-1	○	○	○	○	○	○	○			1,752人	
34	上之郷公園	上之郷1305-2	○	○	○	○	○	○	○			1,172人	
35	りんくう北公園	りんくう往来北2-50	○	○	○	○	○	○	○			12,162人	
36	笠松北公園	笠松1-3986-106	○	○	○	○	○	○	○			1,942人	
37	日根野駅前1号公園	日根野7322	○	○	○	○	○	○	○			2,000人	
38	東上公園	日根野72-93	○	○	○	○	○	○	○			1,390人	
39	奥池公園	泉ヶ丘1-551	○	○	○	○	○	○	○			9,300人	
40	コンビナート背後緑地	住吉町11-1	○	○		○		○	○			25,414人	
41	末広公園	新安松1-1-23	○	○	○	○	○	○	○			55,000人	

指定緊急避難場所予定箇所

42	(仮称)泉佐野南部公園	南中樫井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
----	-------------	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※収容人数は1㎡あたり1人で計算

資料 9-1 指定緊急避難場所及び避難路位置図



資料 9-2 指定避難所一覧

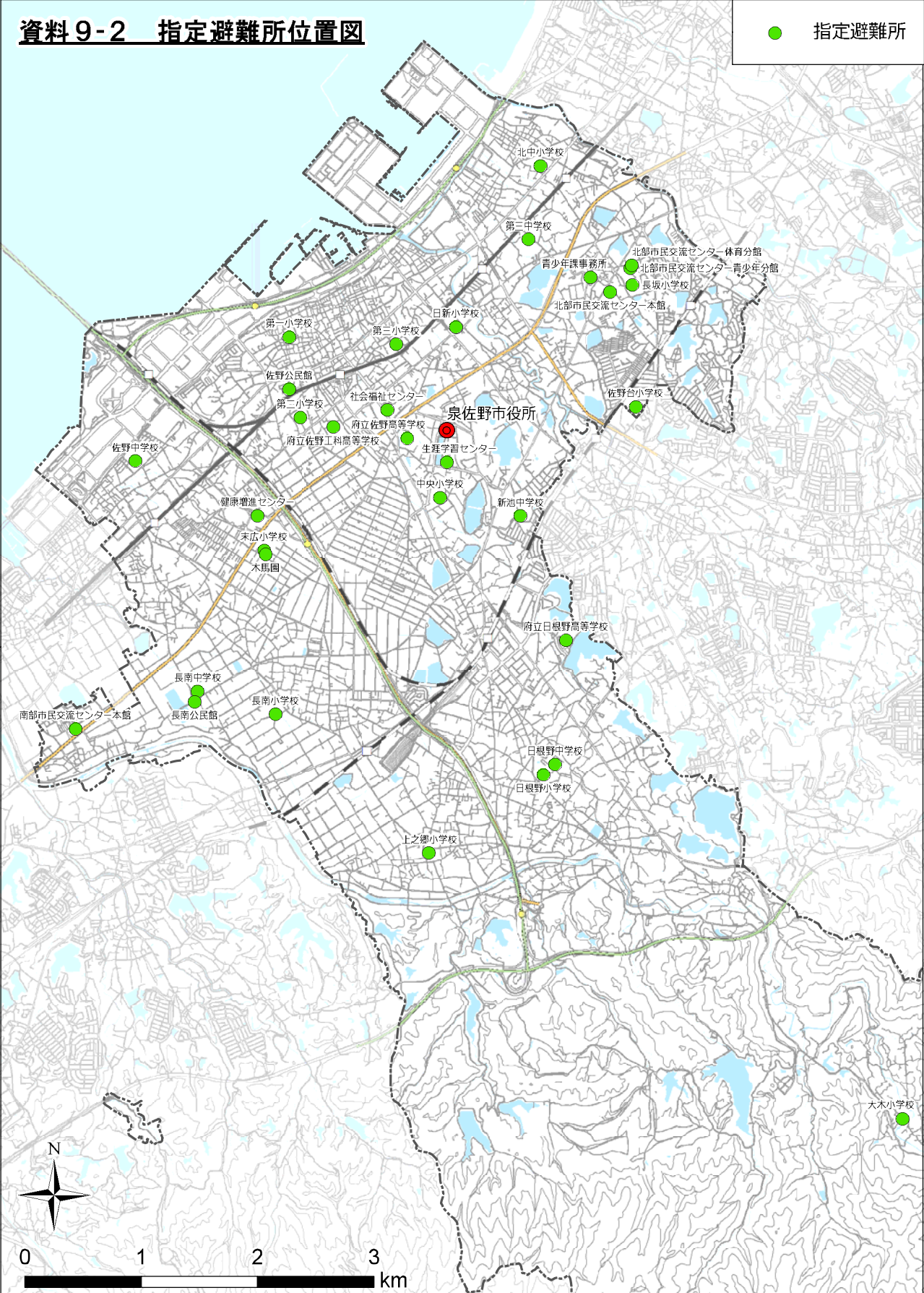
平成27年3月31日現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	福祉 避難所	想定 収容 人数
1	第一小学校	野出町1-34	072-463-1331			429人
2	第二小学校	高松北2-1-7	072-462-7716			252人
3	第三小学校	旭町4-6	072-462-0560			217人
4	日新小学校	中庄801	072-463-2281			549人
5	北中小学校	鶴原2-2-68	072-462-0870			448人
6	長坂小学校	鶴原1053	072-462-8661			346人
7	佐野台小学校	東佐野台1-1	072-464-0935			315人
8	日根野小学校	日根野1684	072-468-0789			400人
9	末広小学校	南中安松1545	072-466-1021			327人
10	長南小学校	長滝418	072-466-0821			253人
11	上之郷小学校	上之郷1680	072-467-0169			335人
12	大木小学校	大木1443	072-459-7344	○		216人
13	中央小学校	市場南1-9-1	072-462-0670			315人
14	佐野中学校	羽倉崎4-3-12	072-464-6171			906人
15	新池中学校	松風台1-1151-1	072-464-6181			562人
16	第三中学校	下瓦屋500	072-464-6191			708人
17	日根野中学校	日根野1699	072-468-0061			302人
18	長南中学校	南中安松888	072-465-6881			810人
19	社会福祉センター	上町1-2-9	072-464-2563		○	253人
20	南部市民交流センター本館	南中樫井476-2	072-466-1641			864人
21	北部市民交流センター本館	下瓦屋222-1	072-464-5725			650人
22	市青少年課事務所	上瓦屋610-3	072-469-1106			143人
23	北部市民交流センター 青少年分館	鶴原1016-1	072-464-8700			70人
24	佐野公民館	大西1-23-9	072-463-6181			177人
25	長南公民館	南中樫井1	072-465-0786			262人
26	生涯学習センター	市場東1-295-1	072-469-7120			580人
27	北部市民交流センター体育分館	鶴原1016-1	072-464-8745			448人
28	府立佐野工科高等学校	高松東1-3-50	072-462-2772			484人
29	府立佐野高等学校	市場東2-398	072-462-3825			756人
30	府立日根野高等学校	日根野2372-1	072-467-1555			727人
31	健康増進センター	新安松1-1-21	072-469-1000			461人
32	木馬園	南中安松1548	072-465-2800		○	58人

※想定収容人数は3.3㎡あたり2人で計算

資料 9-2 指定避難所位置図

● 指定避難所

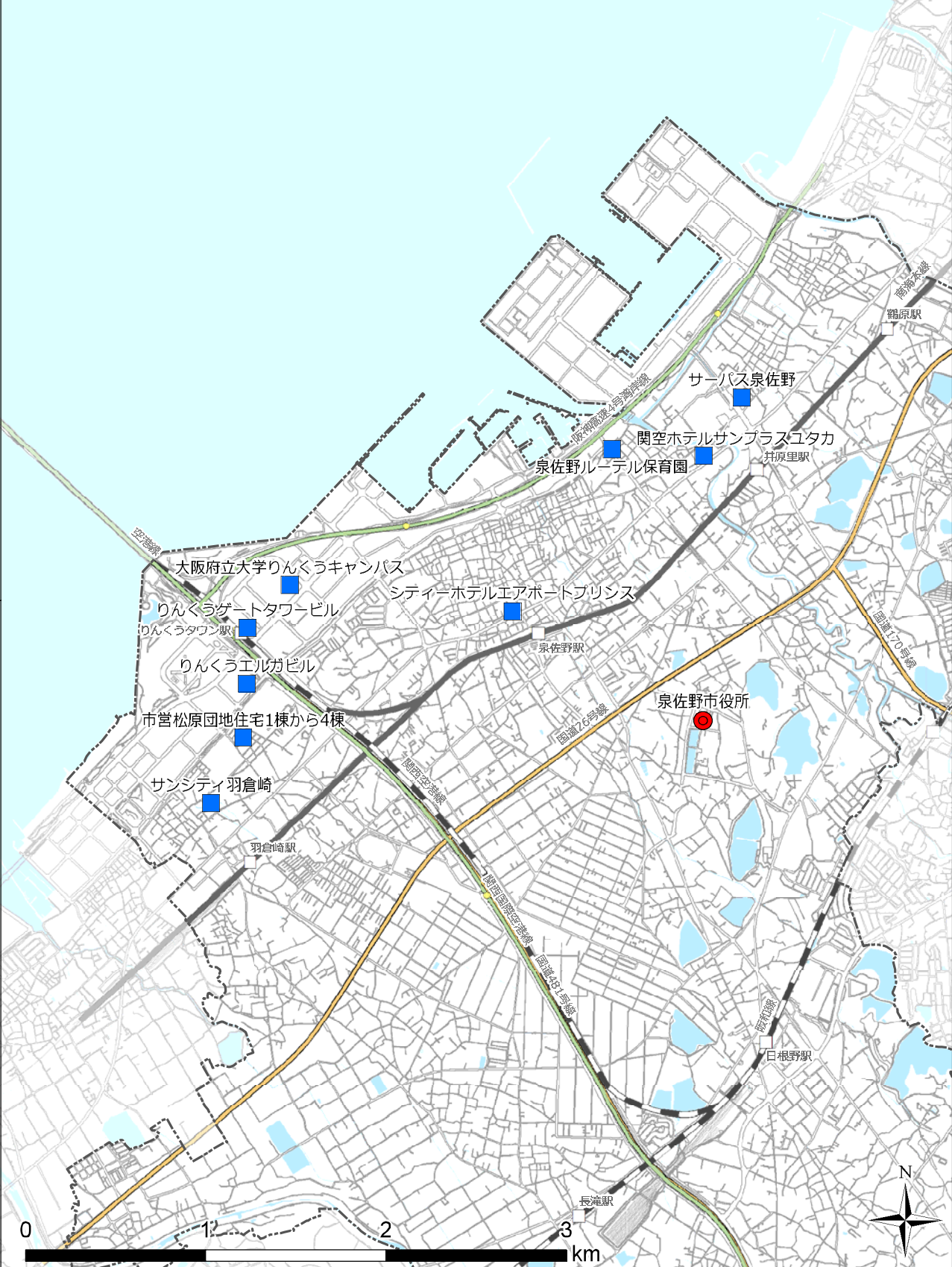


資料 9-3 津波避難ビル一覧

NO	名称	所在地	使用可能	収容人員
1	大阪府立大学りんくうキャンパス	りんくう往来北1番地の58	5階 多目的ホール	約282人
2	りんくうゲートタワービル	りんくう往来北1番地	2階エントランス・14階会議室	約850人
3	関空ホテルサンプラスユタカ	湊3丁目3番4号	3階から7階廊下	約240人
4	サンシティ羽倉崎	羽倉崎4-1-5	3階から10階廊下・屋上	約800人
5	シティーホテルエアポートプリンス	若宮町6-3	3階から8階廊下・屋上	約270人
6	市営松原団地住宅1棟から4棟	松原3-2～3	3階から5階共用部(廊下等)	約2,500人
7	泉佐野ルーテル保育園	湊3丁目13番11号	3階・屋上	約239人
8	サーパス泉佐野	下瓦屋3丁目15番5号	3階から9階共用部(廊下等)	約330人
9	りんくうエルガビル	りんくう往来南2番地2	3階廊下部分	約300人

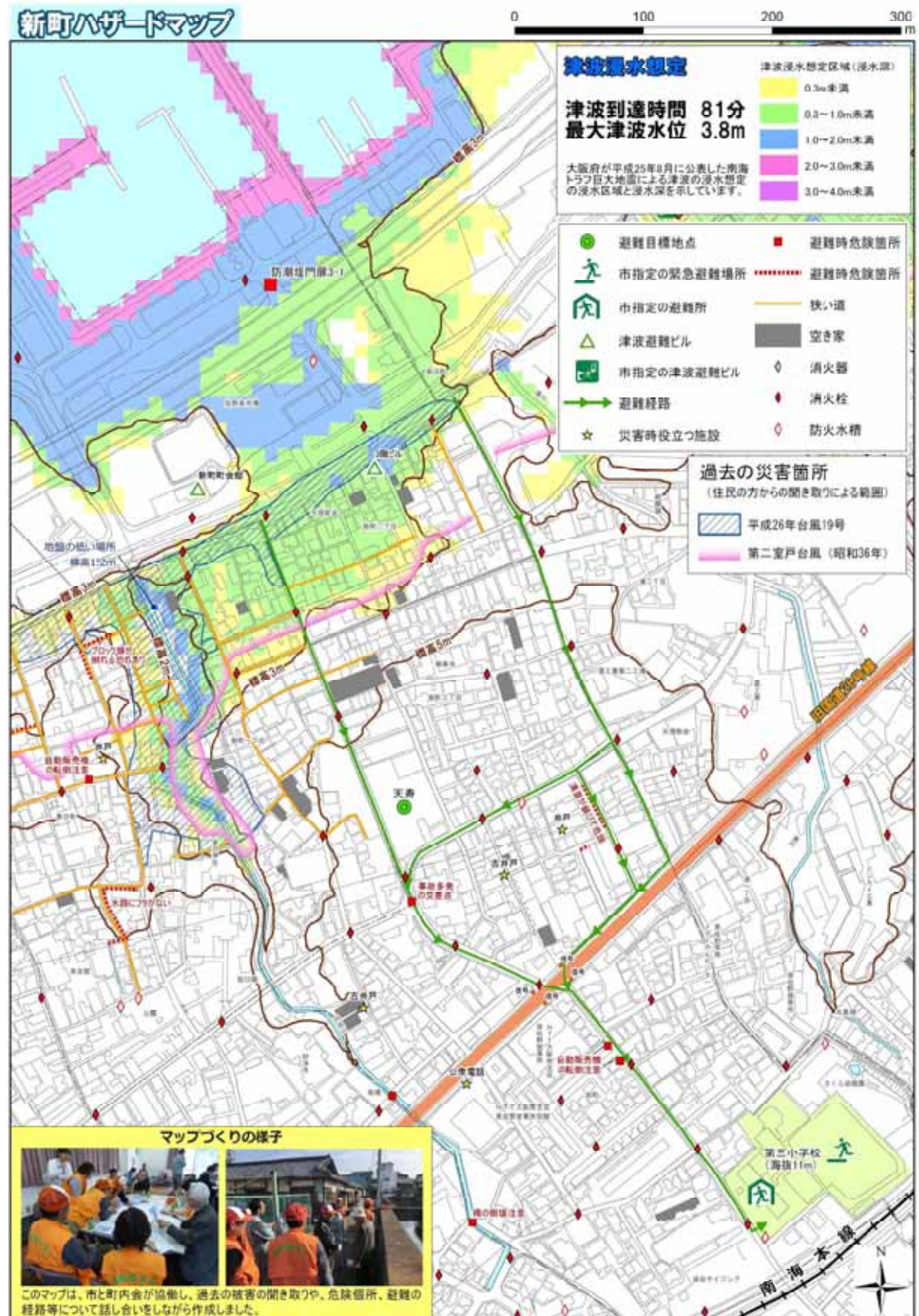
資料 9-3 津波避難ビル位置図

■ 津波避難ビル

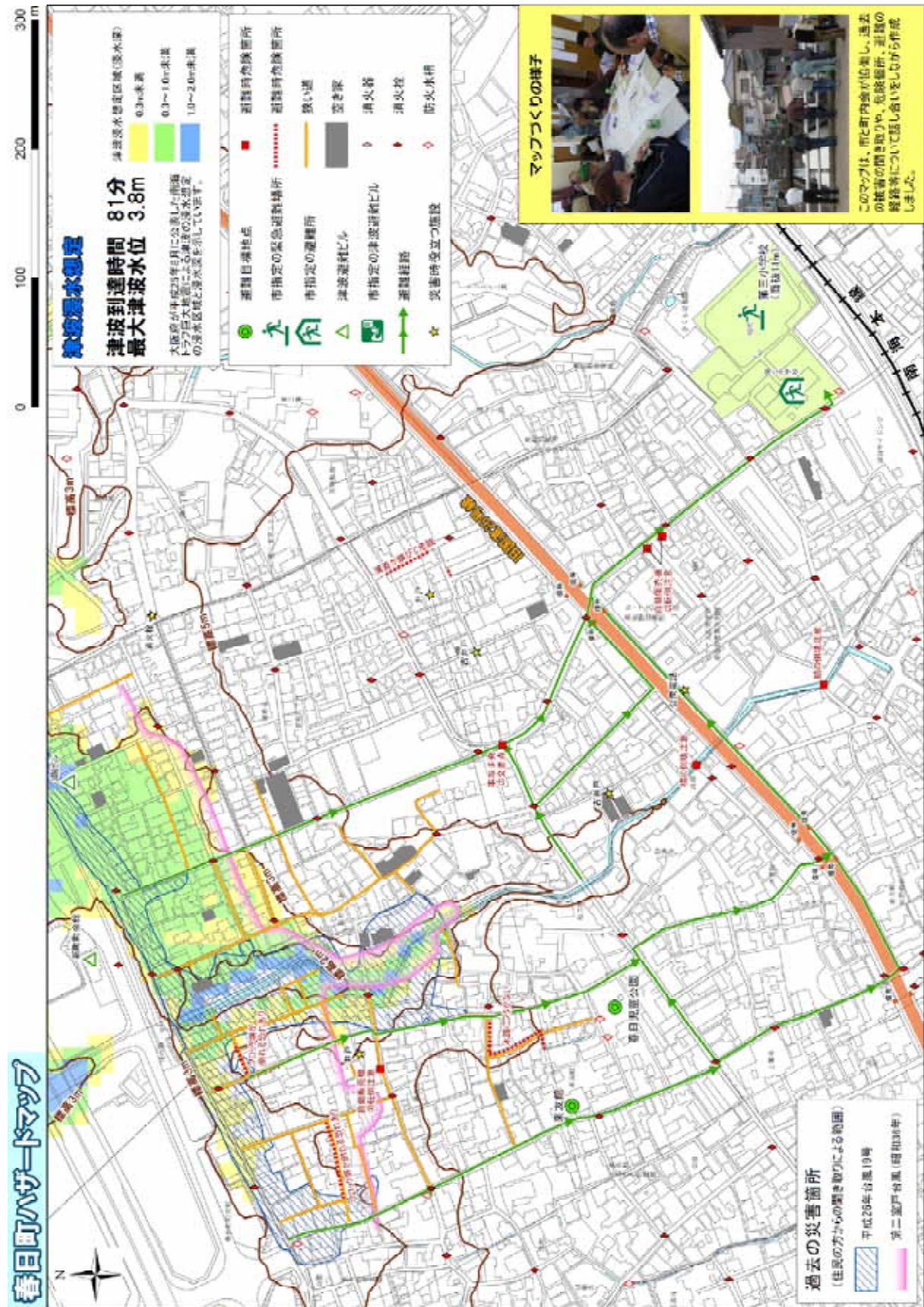


資料9-4 津波・河川氾濫避難（避難場所・避難路）

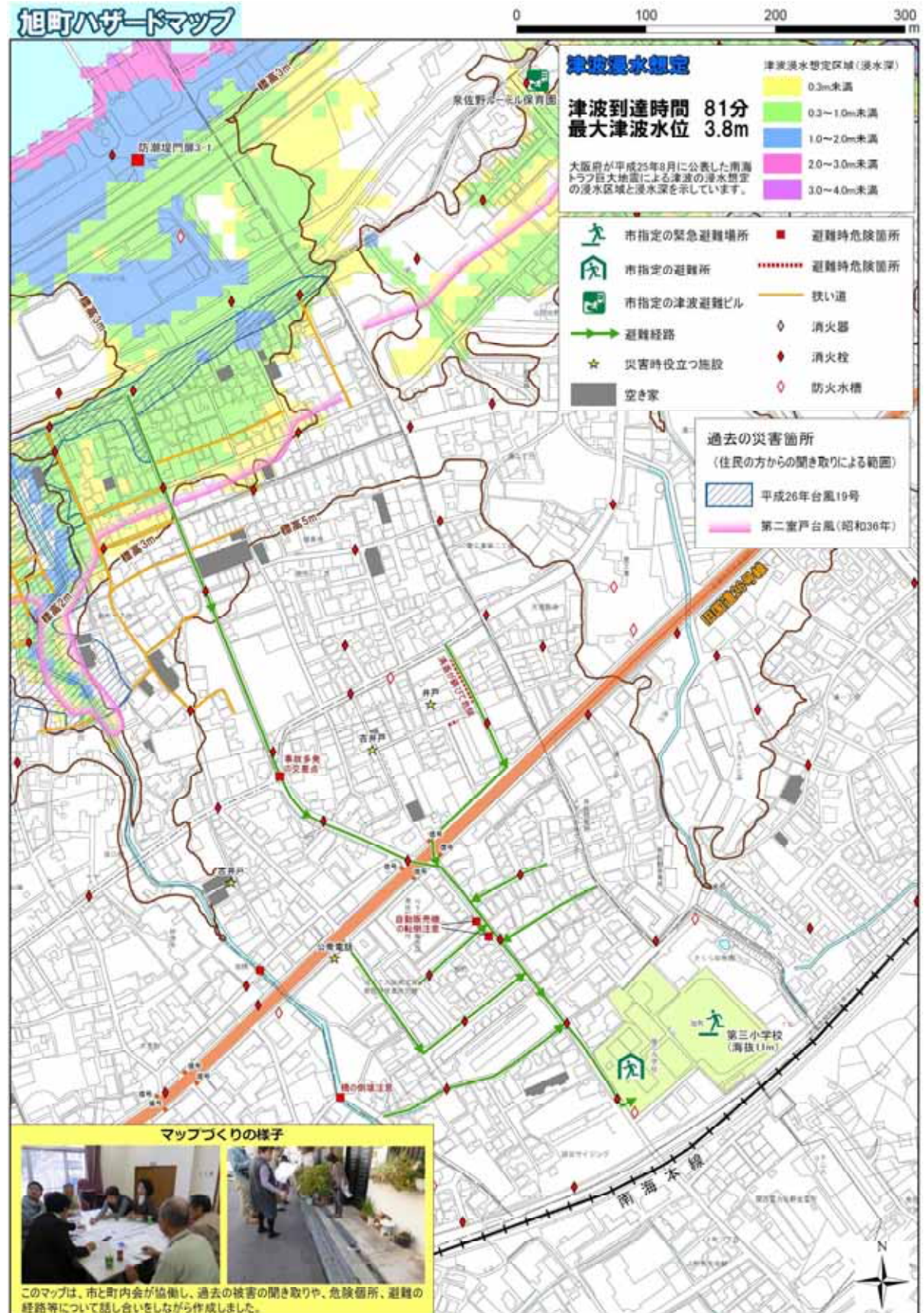
①新町地区



②春日地区



③旭町地区



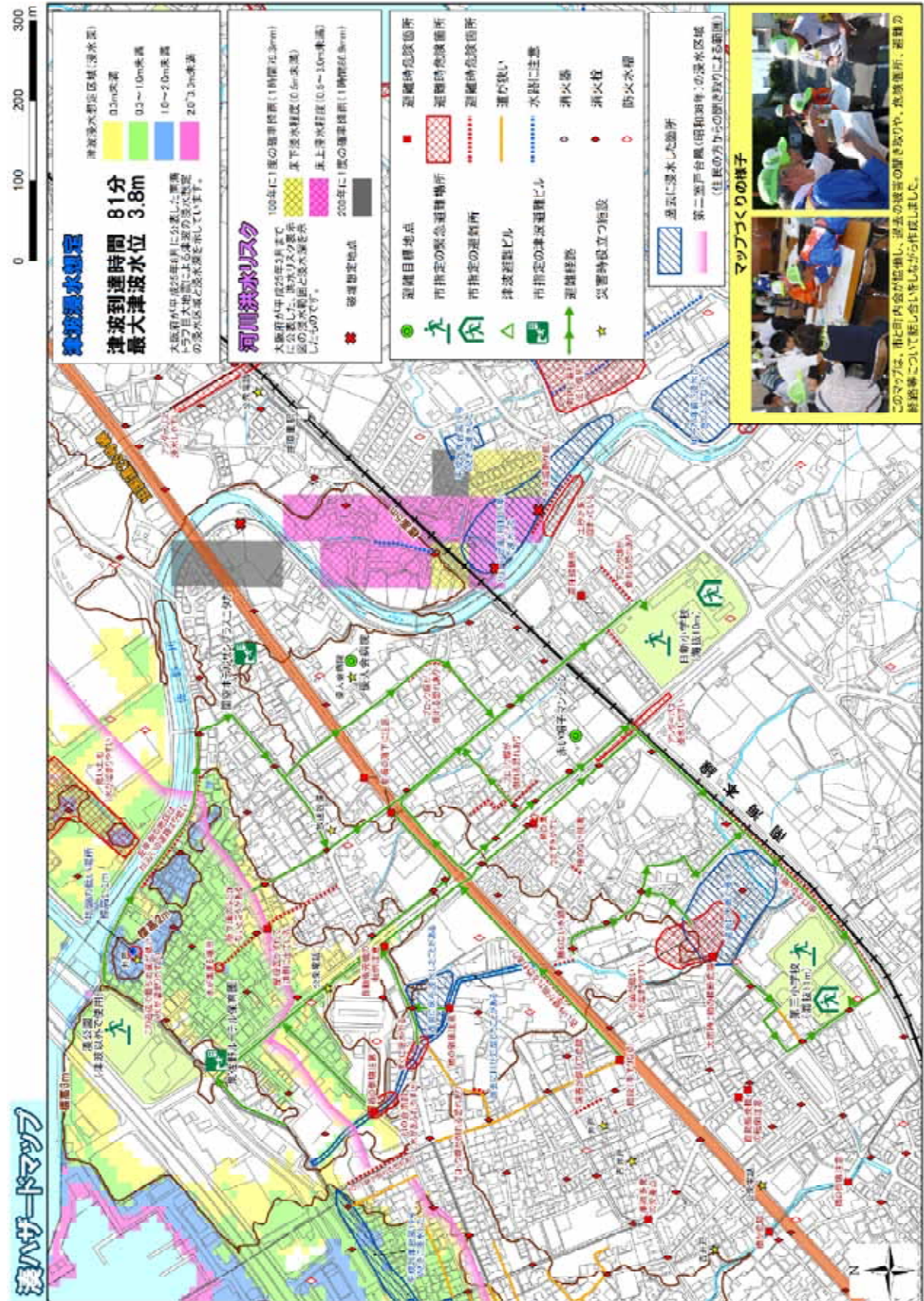
鶴原ハザードマップ



⑤下瓦屋地区



⑥ 湊地区



上瓦屋ハザードマップ



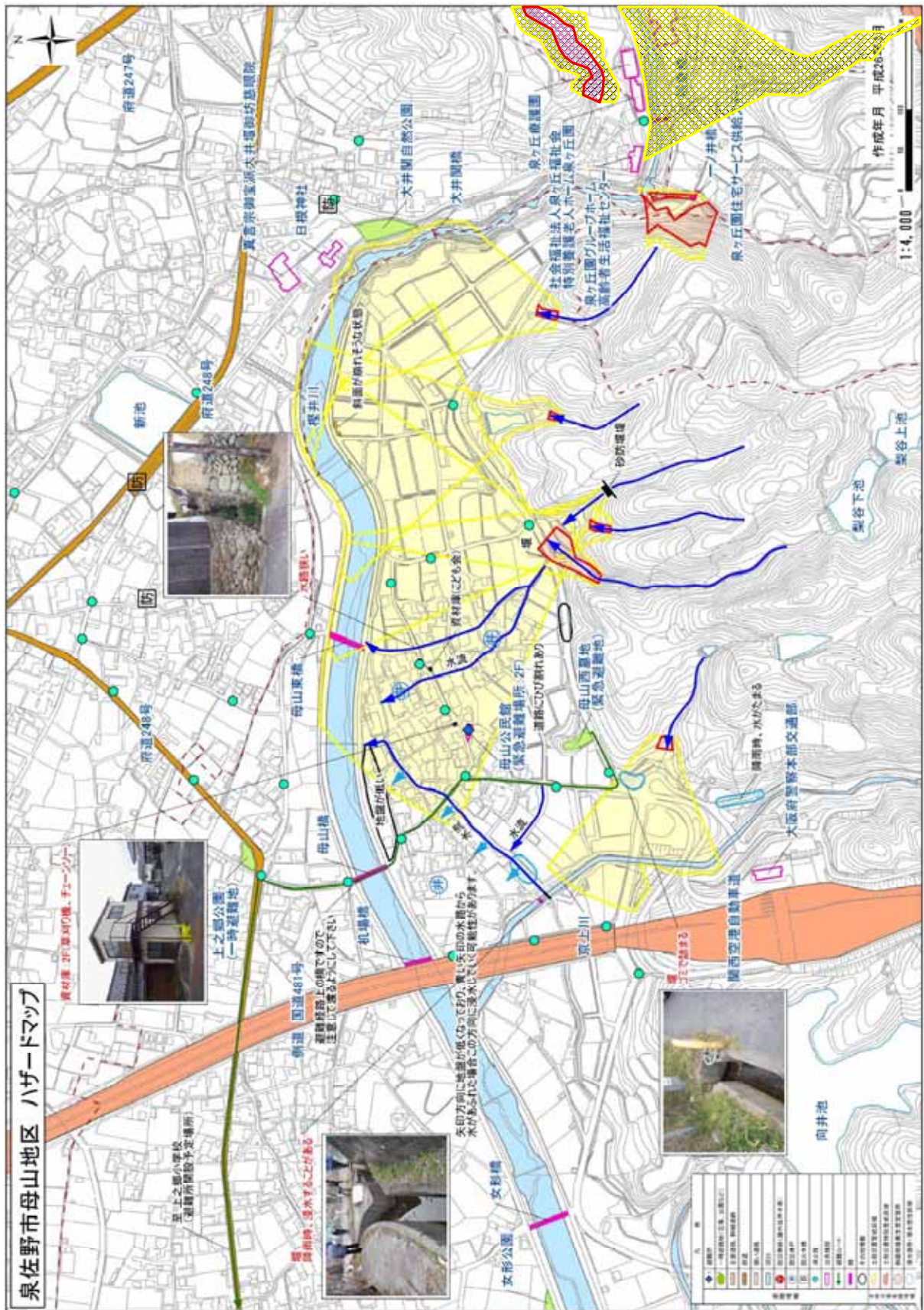
中庄ハザードマップ



①南中岡本町



②母山地区



③土丸町会



[illegible]

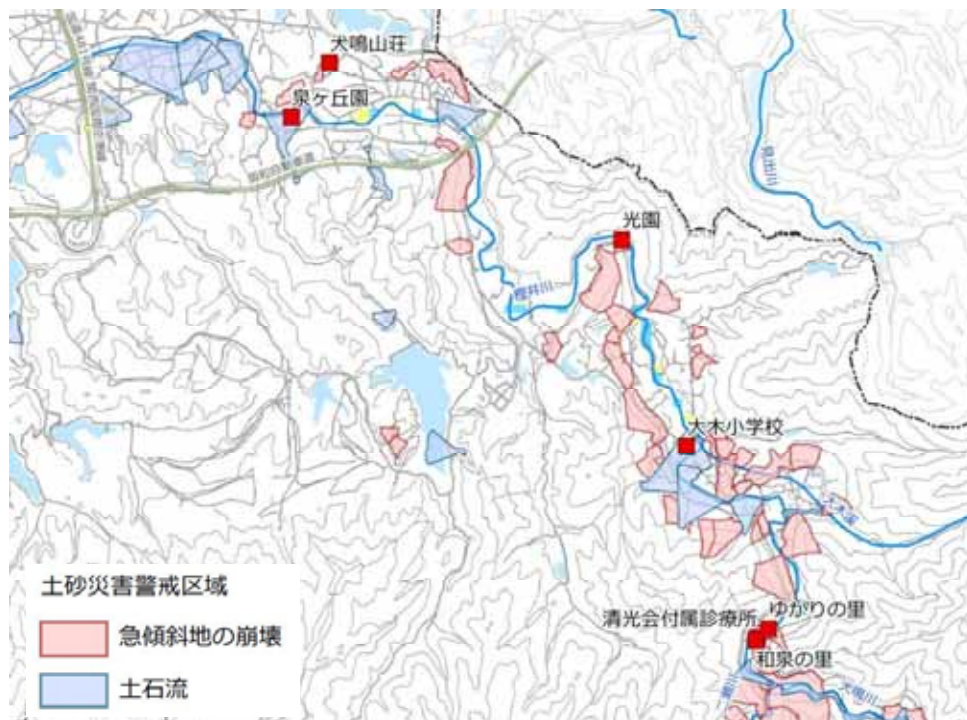
[illegible]

泉佐野市大木地区
土砂災害ハザードマップ 犬鳴山温泉

作成年月 平成26年3月
0 50 100 150 200m S=1/4000

⑦土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

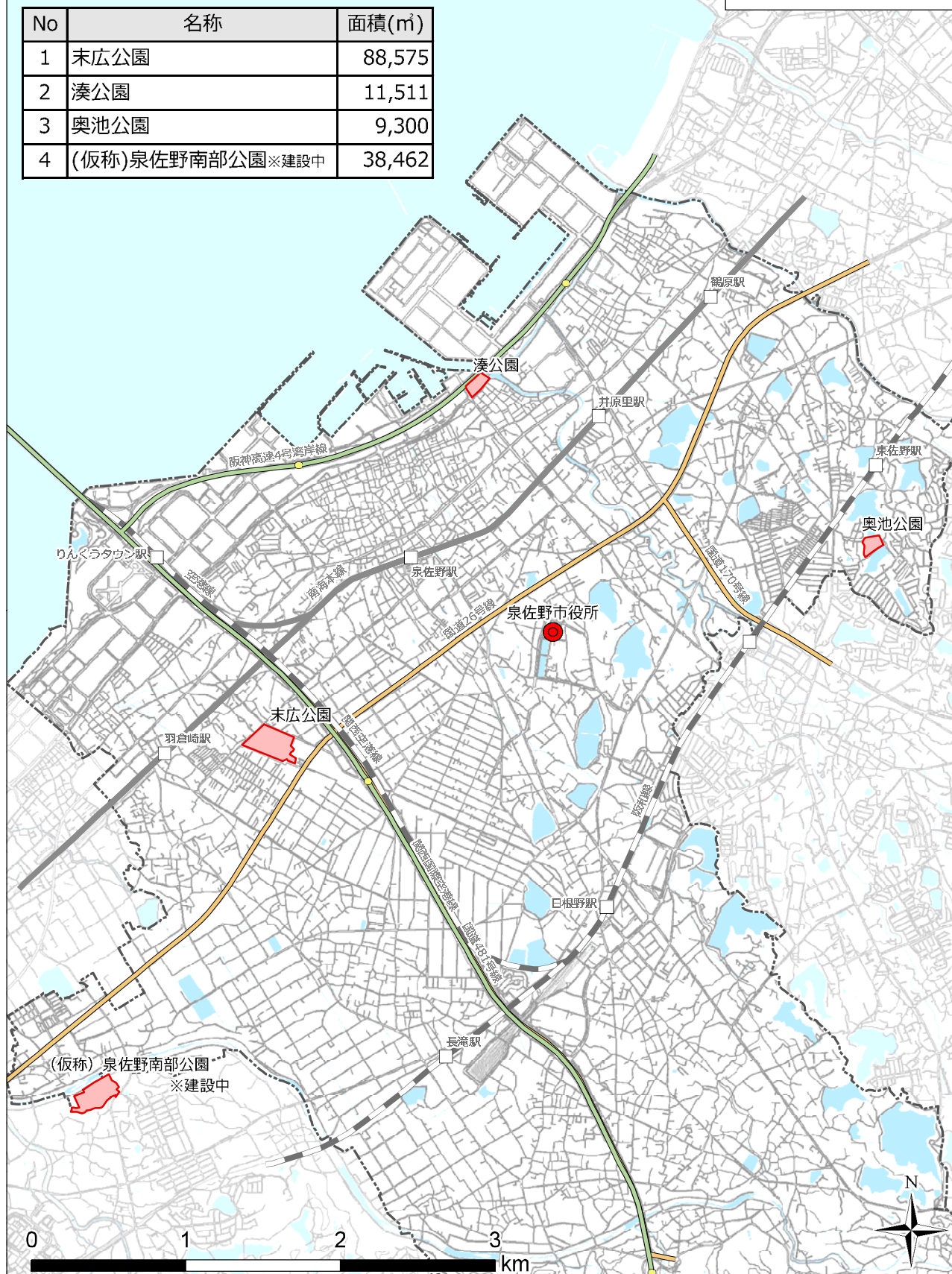
分類	施設名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		備考
社会福祉施設	社会福祉法人光会 障害者支援施設 光園	大木 1117	072-459 -7229	急傾斜地の崩壊 K21300010	大木 (4)	
	社会福祉法人清光会 障がい者福祉施設 ゆかりの里	大木 10	072-459 -7814	急傾斜地の崩壊 K21300380	大木 (3)	和泉の里と隣接
	社会福祉法人清光会 障がい者福祉施設 和泉の里	大木 2247-1	072-459 -7613	急傾斜地の崩壊 K21300380	大木 (3)	ゆかりの里と隣接
	社会福祉法人泉ヶ丘福祉会 特別養護老人ホーム 泉ヶ丘園	土丸 531	072-467 -2160	土石流 D21310080	樫井川左 7 (土丸)	
	社会福祉法人犬鳴山 特別養護老人ホーム 犬鳴山荘	土丸 388	072-468 -0661	急傾斜地の崩壊 K21300290	土丸 (6)	
学校	泉佐野市立大木小学校	大木 1443	072-459 -7344	土石流 D21310070	樫井川左 10 (下大木溪)	屋内運動場 及び校舎 2 階は指定 避難場所
医療施設	清光会付属診療所	大木 2247-1	072-459 -7613	急傾斜地の崩壊 K21300380	大木 (3)	和泉の里と隣接



資料 9-6 仮設住宅候補地

No	名称	面積(m ²)
1	末広公園	88,575
2	湊公園	11,511
3	奥池公園	9,300
4	(仮称)泉佐野南部公園※建設中	38,462

仮設住宅候補地



1 0．飲料水食糧生活必需品關係

資料10-1 上下水道局主要機材一覧

(1) 車輛

(平成27年12月25日現在)

号車	車 名	形 状	無線
1	トヨタ ハイエース	バン	○
2	ダイハツ ハイゼット	軽ダンプ	○
3	スバル サンバー	バン	○
5	トヨタ タウンエース	バン	○
6	ダイハツ ストーリア	箱型	○
7	トヨタ プロボックス	バン	○
8	トヨタ プロボックス	ワゴン	○
9	トヨタ プロボックス	バン	○
10	トヨタ プロボックス	バン	○
12	三菱 キャンター	ダンプ	
13	トヨタ トヨエース	キャブオーバ	○
14	ダイハツ ストーリア	箱型	○
15	ホンダ ロゴ	箱型	○
16	トヨタ カローラ	バン	○
17	トヨタ プロボックス	ワゴン	○
18	トヨタ マークII	箱型	
19	トヨタ ファンカーゴ	箱型	○
	コマツ ミニ	パワーショベル	

(2) 給水タンク

品 名	容 量	数 量	常 置 場 所
給水タンク	1.0 m ³	2	日根野浄水場
給水タンク	1.5 m ³	2	日根野浄水場
ポリ容器	18 L	130	日根野浄水場

(3) 応急給水用資材

品 名	容 量	数 量	常 置 場 所
浄水製造装置	40m ³ /日	1	日根野浄水場内防災倉庫
ウォーターバルーン	5.7m ³	1	日根野浄水場内防災倉庫
ウォーターバルーン	4m ³	4	日根野浄水場内防災倉庫
仮設給水栓	---	10	日根野浄水場内防災倉庫
備蓄水	490cc	5,700	日根野浄水場内防災倉庫
給水袋	5L	6,300	日根野浄水場内防災倉庫
給水袋	5L	5,000	中圧配水場
給水袋	5L	1,000	泉ヶ丘配水場
給水袋	5L	7,000	末広公園 防災備蓄倉庫

資料 10-2 泉佐野市配水管工事事業者

(平成27年12月25日現在)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株)河内屋	泉佐野市高松西2丁目2427番地の1	464-0115
(有)佐野水道工業所	泉佐野市新町3丁目3番22号	462-0767
(株)ヤマデ	泉佐野市南中岡本424番地の7	466-0147
(株)ハンワエンジニア	泉佐野市羽倉崎2丁目1番57号	490-3337
泉冷熱水道	泉佐野市長滝139番地の1	465-7000
(株)サワノ	泉佐野市南中安松1273番地の1	466-7088
(有)山樹設備	泉佐野市上之郷1945番地の10	468-2338
(株)かじせ	泉佐野市高松北1丁目4番15号	463-1616
セイナン工業(株)	泉佐野市高松北1丁目6番14号	462-4898
泉佐野市認定水道工事業協同組合	泉佐野市日根野786番地の1	450-2777
(有)共和設備	泉佐野市日根野4339番地の7	468-0130
(株)水道屋	泉佐野市中町3丁目1番1号	468-7777
(株)ヴァルク	泉佐野市長滝3870番地	490-3456
オオジリ工業(株)	泉佐野市南中安松127番地の1 201号	465-3355

※緊急に連絡が必要な場合は上下水道局より連絡を取るものとする。

(市 関 係)

泉佐野市上下水道局	泉佐野市日根野1928	467-2800
日根野浄水場	泉佐野市日根野1928	467-2800
		467-1805

資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標

[物 資 備 蓄 状 況] (平成28年3月現在)

品 名	単 位	数 量	目 標
アルファ化米等	食	11,400	23,059
高齢者用食	食	250	1,214
毛布	枚	2,700	11,874
粉ミルク	g	0	9,817
ほ乳瓶	本	0	133
乳児・小児用おむつ	枚	1,902	1,349
大人用おむつ	枚	282	270
簡易トイレ	基	535	119
生理用品	枚	19,740	1,315
マスク	枚	680	122
トイレットペーパー	m	50,660	50,566

大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について方針（大阪府域救援物資対策協議会H27.12）

項 目	算出式(人口比率は、平成22年度国勢調査より)	役割分担
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2により算出した数量と (南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方	府1：市町村1
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	府1：市町村1
毛布 (保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	府1：市町村1
育児用調整粉乳	避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日に乗じる。 (注)130gは各メーカーの1日摂取量目安 26g×5回/人/日=130g/人/日	府1：市町村1
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする。	市町村は、必要分(100%)、府は、予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0～2歳人口比率)×8枚(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日に乗じる。 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	府1：市町村1
大人用おむつ	避難所避難者数×必要割合0.005×8枚(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日に乗じる。 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	府1：市町村1
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、簡易トイレ(BOX型、マンホールトイレ、組立式等)を確保する。	府1：市町村1(ただし、市町村は、ボックス型(便器型等)、府は、調達含め組立式とする。)
生理用品	避難所避難者数×48%(12～51歳人口比率)×52%(注)(12～51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日に乗じる。 (注)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のデクショナリー」を参考に設定	府1：市町村1
トイレットペーパー	避難所避難者数×7.5m(注)/人/日 ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日に乗じる。 (注)NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日	府1：市町村1
マスク	避難所避難者数×(注)1.8% ※南海トラフ地震を被害想定とする場合は、3日に乗じる。 (注)厚生労働省結核感染症課報道資料 インフルエンザ発生状況(平成27年第1週)の全国ピーク時の1週間の医療機関受診数 推計139万から算出 1000人当たりの府内インフルエンザ罹患患者数1.5人/日×潜伏比率3倍×感染比率4倍	府1：市町村1

[資 材 備 蓄 状 況]

品 名	数 量	品 名	数 量
水中ポンプ	20	木杭(1m)	144
エンジンポンプ	4(大) 4(小)	メガネ杭	16
コードリール	27	むしろ	20
発電機	4	レインコート	162
投光機	4	長靴	230
三脚	4	懐中電灯	83
拡声器	4	ローソク	1470
シャベル	27	ビニールシート	55

資料10-4 大阪府災害用備蓄物資一覧

平成26年4月8日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計					備考
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
重要物資	煮炊き不要食品	1,025,000 食	911,000 食	135,000 食	539,000 食	205,000 食	32,000 食
	アルファ化米	備蓄目標数量は、賞味期限が近いものを有効利用した後でも82万食となるように設	(826,100 食)	(129,500 食)	(493,800 食)	(170,800 食)	(32,000 食)
	缶入りパン		(55,000 食)	(0 食)	(27,500 食)	(27,500 食)	(0 食)
	※(アレルギー対応食)		(12,500 食)	(2,500 食)	(7,500 食)	(2,500 食)	(0 食)
	高齢者等食		17,000 食	(17,400 食)	(3,000 食)	(10,200 食)	(4,200 食)
	毛布	570,000 枚	578,867 枚	112,550 枚	326,350 枚	130,000 枚	9,967 枚
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	123,000 枚	128,260 枚	11,839 枚	69,937 枚	28,528 枚	17,956 枚
	生理用品	1,350,000 枚	1,410,544 枚	339,600 枚	716,224 枚	337,720 枚	17,000 枚
	簡易トイレ	1,700 基	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基
肌着	組	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
マスク	枚	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
ペットボトル水	820,000 本	328,000 本	0 本	328,000 本	0 本	0 本	
移動式仮設風呂	3 基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓㈱				
漬物	トン	18 トン	大阪府漬物事業協同組合				
粉ミルク	1,153,440 g	1,152 缶	森永乳業				320g入り
		1,320 缶	ビーンスタークスノー				300g入り
		3,600 箱	明治乳業				108g入り
アレルギー対応粉ミルク	115,200 g	96 缶	ビーンスタークスノー				350g入り
		96 缶	明治乳業				850g入り

○ 調達対応

精米 (4 社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (㈱大阪第一食糧・幸南食糧㈱・幸福米穀㈱・㈱丸三)	(倉庫保管料を負担し確保 6食分相当) 在庫報告量 492万食 (984トン)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど13箇所)	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 ((社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)
即席麺 (5 社)	り災者用食糧確保を依頼 (日清食品ホールディングス㈱・明星食品㈱・ハウス食品㈱・サンヨー食品㈱・エースコック㈱)	依頼食数 305万食
乾パン(三立パン)	り災者用食糧確保を依頼(三立製菓㈱)	依頼食数 9万食
マクビティミニビスケット	り災者用食糧確保を依頼(明治製菓㈱)	依頼食数 9万食
○ 飲料の提供協力 コカ・コーラウエスト、ダイト・リソコ、アサヒ飲料、ジャパン・ベレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供		
○ 救助用物資の供給協力 イオンリテール、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オクワ、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナル、ダイエー、ピーコックスストア、阪食、 平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グローサリーステーション、サークルKサンクス、セブン・イレブン・ジャパン、ティリーヤマザキ、 ファミリーマート、ポプラ、ローソン、コクリ：保有・調達可能な救助用物資の供給協力		

※「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」(平成23年内閣府令第45号)で法令上表示を義務付けられている7品目(卵・乳・小麦・落花生・えび・そば・かに)及び通知で表示を奨励されている20品目(いくら・キウイフルーツ・くるみ・大豆・バナナ・やまいも・カシューナッツ・もも・ごま・さば・さけ・いか・鶏肉・りんご・まつたけ・あわび・オレンジ・牛肉・ゼラチン・豚肉)とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としています。

資料 10-5 農林水産関係団体一覧

①土地改良区一覧

改良区名	所在地	電 話
泉佐野市	泉佐野市下瓦屋 5 丁目 1 番 40 号	469-4755
稲倉池	泉佐野市高松西 1 丁目 2626-57 泉佐野西水利会館内	469-4171
泉佐野市上之郷	泉佐野市上之郷 2184 番地 JA 大阪泉州上之郷支店内	090-3872-6321 (改良区携帯)
〃 長 滝	泉佐野市長滝 1494 番地 JA 大阪泉州長滝支店内	465-4148
〃 日根野	泉佐野市日根野 673-2	425-4181
〃 安 松	泉佐野市南中安松 1022-1 安松町内会館 2 階	080-9753-2414 (改良区携帯)
〃 大 木	泉佐野市日根野 1928 番地 泉佐野市土地改良区合同事務所内	467-2867

②大阪泉州農業協同組合設置施設一覧

施設名	所在地	電 話
大阪泉州農業協同組合本店	泉佐野市日根野 4040-1	468-0600
〃 泉佐野北支店	〃 下瓦屋 5-1-38	462-7221
〃 りんくう支店	〃 羽倉崎 3-9-14	465-0040
〃 日根野支店	〃 日根野 2634	468-0251
〃 日根野駅前支店	〃 日根野 4040-1	468-2101
〃 泉佐野南支店	〃 長滝 2110-10	465-1805
〃 上之郷支店	〃 上之郷 2184	467-0606
〃 本店（営農経済）	〃 松風台 3-4550-2	458-2255

③漁業協同組合

団体名	所在地	電 話
泉佐野漁業協同組合	泉佐野市新町 2 丁目 5187-101	462-3025
北中通漁業協同組合	〃 新浜町 4 番 5 号	464-3637

資料 10-6 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」（平成9年6月2日、平成15年5月28日、平成18年10月2日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分 \ 品 目	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀（精米又は玄米）

- ① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

- ② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者（以下「供給業者」という。）を選定し、災害救助用食料（精米）供給要請書（様式第2号）により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料（精米）受領報告書（様式第4号）に災害救助用食料（精米）受領書（様式第3号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

④米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書（様式第5号）を提出する。

イ 局長は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務について委託を受けた者（以下、「受託事業体」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、局長と政府所有主要米穀売買契約書（基本要領様式4-20）により契約を締結する。

エ 局長は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業体に対し知事又は知事が指定した者（以下「指定引取人」という。）に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と引換えに災害救助用食料（米穀）受領書（様式第6号）を

- 提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。
- カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料（米穀）受領書（様式第 6 号）を 1 部提出する。
- キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料（米穀）受領報告書（様式第 7 号）に災害救助用食料（米穀）受領書（様式第 6 号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に 1 部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

（2）漬物

- ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第 1 号）を提出する。
- ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
- イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第 8 号）により、漬物の引渡指示を行う。
- ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
- ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。
- エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第 9 号）を 1 部提出する。
- オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第 10 号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第 9 号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に 1 部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

（1）米穀（玄米）

- ア 市町村長は、局長に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。
- イ 知事は、アの連絡を受けた後、1 の（1）の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

（2）漬物

- ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、知事にその旨連絡することとする。
- イ 知事は、アの連絡を受けた後、1 の（2）のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-20第3条の規定に基づき局長に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

1 この要領は平成2年4月1日から施行する。

2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領(昭和59年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料緊急引渡申請書

被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し給食を実施する必要がありますので、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領第 5 の 1 に基づき、下記のとおり、災害救助用食料の引渡しを受けたく申請します。

記

1. 災害件名

2. 災害状況

3. 給食期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 申請数量 米穀（精米） k g

漬 物 k g

(内訳)

別紙のとおり

(別紙)

(1) 米穀 (精米)

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり 食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当 たり給食数量	オ 計 (ウ×エ)	備 考
被災者用		食		0. 2 k g		(対象戸数) (災害救助従事者内訳)
災害救助 従事者用		食		0. 3 k g		
計						

※引渡希望場所

住 所
名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(2) 漬物

区 分	ア 対象人員	イ 1人当たり の食回数	ウ 給食延人数 (ア×イ)	エ 1人1食当 たり給食数量	オ 計 (ウ×エ ／1000g)	備 考
被災者用		食		2 0 g	k g	(対象戸数) (災害救助従事者内訳)
災害救助 従事者用		食		2 0 g	k g	
計					k g	

※引渡希望場所

住 所
名 称

(主要道路から現地へのわかりやすい地図を添付すること)

(様式第3号)

平成 年 月 日

(米穀販売事業者) 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（精米）受領書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名

職 名

氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 精米 k g

(様式第4号)

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（精米）受領報告書

大阪府災害救助用食料（精米）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 供給業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量 精米 k g

4. 添付書類 ・災害救助用食料（精米）受領書（写）
 ・納品書

(様式第6号)

平成 年 月 日

〔大阪府知事
指定引取人
(受託事業体)〕様
(いずれかを記入)

〔大阪府知事
市町村長
指定引取人〕印
(いずれかを記入)

災害救助用食料(米穀)受領書

災害救助用食料(米穀)を下記のとおり受領しました。

記

1. (大阪府・市町村・指定引取人) 引取責任者

所属部課名※

職 名※

氏 名

※指定引取人が受領する際は記入しない。

2. 引取場所

3. 受領数量	精米	k g
	玄米	k g

(様式第7号)

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（米穀）受領報告書

災害救助用食料（米穀）を下記のとおり受領しましたので、報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 引渡数量	精米	k g
	玄米	k g

4. 添付書類

- ・災害救助用食料（米穀）受領書（写）
- ・納品書

(様式第9号)

平成 年 月 日

(漬物保管者) 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（漬物）受領書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しました。

記

1. 市町村引取責任者

所属部課名
職 名
氏 名

2. 引取場所

3. 受領数量 漬物 k g

(内訳)

醤油漬 k g

沢庵漬 k g

梅 干 k g

奈良漬 k g

(様式第10号)

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

市 町 村 長 印

災害救助用食料（漬物）受領報告書

大阪府災害救助用食料（漬物）を下記のとおり受領しましたので報告します。

記

1. 引渡業者

2. 引渡場所

3. 受領数量 漬物 k g

（内訳）

 醤油漬 k g

 沢庵漬 k g

 梅 干 k g

 奈良漬 k g

4. 添付書類 ・災害救助用食料（漬物）受領書（写）
 ・納品書

1 1. 清掃関係

資料 1 1-1 塵芥処理能力

(平成 28 年 4 月現在)

1. 塵芥焼却施設

施 設 名	所 在 地・T E L	処理能力
泉 佐 野 市 田 尻 清 掃 施 設 組 合	泉南郡田尻町嘉祥寺 2 9 0 - 1 番地 072-466-3353	80T / 24H / 3 基

2. 塵芥収集現有数

委託業者

業者名	塵芥車	T E L
岩 安 清 掃 社	2 t 車 4 台 軽四 4 台	463-1977
(有)木村清掃社	4 t 車 1 台 2 t 車 9 台 軽四 4 台	469-5445
あけぼの商会	2 t 車 4 台 軽四 3 台	462-1148
北 谷 衛 生	2 t 車 5 台 軽四 1 台	490-1186
(株)奥野興業	2 t 車 2 台 軽四 1 台	465-4600
(株)興 和	3 t 車 2 台 2 t 車 1 台 軽四 2 台	464-5926
(株)ナガタキヤ	2 t 車 2 台 軽四 2 台	464-3388

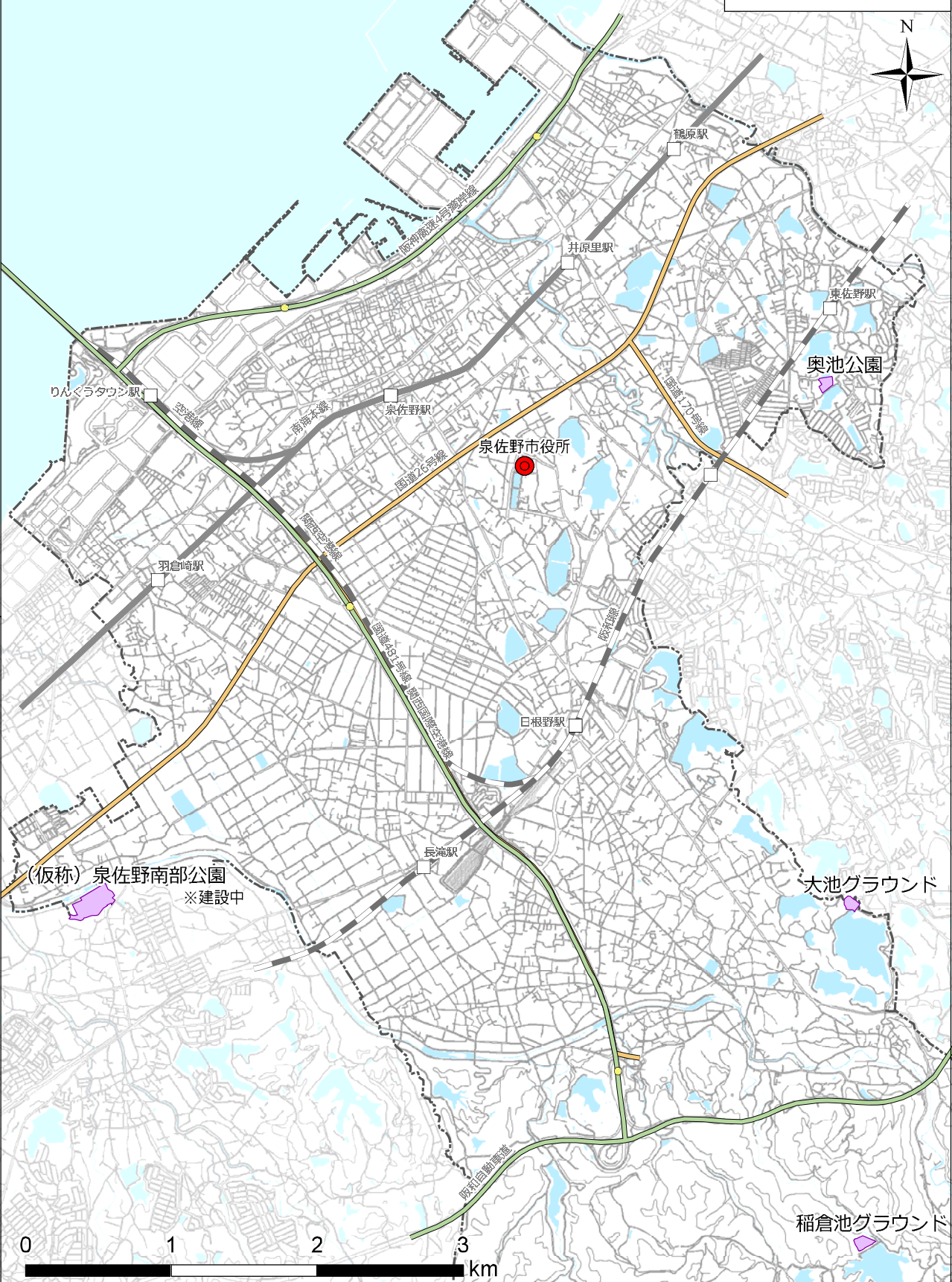
資料 1 1 - 2 ごみ一時保管場所候補地

名 称	所 在 地	面積 (㎡)	備考
稲倉池グラウンド	日根野 5560-172	8,700	ヘリポート候補地
奥池公園	泉ヶ丘一丁目 551	7,400	仮設住宅候補地
大池グラウンド	日根野 5593-1	7,000	
(仮称) 泉佐野南部公園※建設中	南中樫井	38,462	仮設住宅候補地

※面積は、各施設の敷地のうち航空写真より目視で平地の範囲を確認し、GISにより計算した値
 ((仮称) 泉佐野南部公園は除く)

資料11-2 ごみ一時保管場所候補地

仮置き場候補地



資料 1 1-3 し尿処理能力

(平成 28 年 4 月現在)

1. し尿処理能力

施 設 名	所 在 地	処理能力
泉佐野市田尻町 清掃施設組合 (第 1 事業所)	泉佐野市高松町 6671	180K L / 日

2. し尿処理現有数 (許可業者)

業者名	バキューム車				T E L
(株)奥野興業	10 t 車	1 台	4 t 車	1 台	465-0729
	2 t 車	1 台	3 t 車	4 台	
(株)瓦谷衛生社	3 t 車	2 台	2 t 車	3 台	464-2364
(株)森本興業	4 t 車	1 台	3 t 車	3 台	465-2960
	2 t 車	1 台			
(有)高長	4 t 車	1 台	3 t 車	3 台	463-3915
(株)興和	10 t 車	1 台	5 t 車	1 台	464-5926
	4 t 車	2 台	3 t 車	1 台	
	2 t 車	4 台			
(株)ナガタキヤ	4 t 車	1 台	3 t 車	1 台	464-6567
	2 t 車	2 台			

1 2. 災害時応援関係

資料 1 2-1 災害時における協力協定一覧

協定名称	締結相手先	協定内容	締結日
災害時における相互支援、協力協定	泉佐野郵便局	被害の状況等についての情報収集、および情報交換など	平成8年4月1日
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	イズミヤ株式会社 泉佐野店	食糧等物資の優先供給および搬出など	平成8年4月1日
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	イオンリテール株式会社 西近畿カンパニー	食糧等物資の優先供給および搬出など	平成14年4月1日
災害時における防災活動への協力に関する協定		避難場所の提供など	平成14年4月1日
地震災害における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	避難所設備の設置など	平成12年4月1日
災害時におけるLPG等の供給協力に関する協定	社団法人エルピーガス協会 泉佐野支部	LPG等の供給など	平成19年8月1日
災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定	大阪府電気工事組合 岸和田支部	避難所等の電気設備の状況調査、応急修理および仮設工事など	平成23年5月12日
災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	物品の優先供給および輸送など	平成24年2月17日
大規模災害発生時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置および運営など	平成24年3月8日
全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国青年市長会	災害時の相互応援など	平成24年5月14日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社大阪南支店	大規模災害時に提供する非常用電話の設置および利用・管理など	平成25年2月1日
一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書	・堺市・高石市・和泉市 ・泉大津市・忠岡町・岸和田市 ・貝塚市・熊取町・泉佐野市 ・田尻町・泉南市・阪南市・岬町 ・泉北環境整備施設組合 ・岸和田市貝塚市清掃施設組合 ・泉佐野市田尻町清掃施設組合 ・泉南清掃事務組合	災害時等における応援要請に基づくごみの処理	平成25年3月22日
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	・高石市・和泉市・泉大津市 ・忠岡町・岸和田市・貝塚市 ・熊取町・泉佐野市・田尻町 ・泉南市・阪南市・岬町 ・泉北環境整備施設組合 ・泉佐野市田尻町清掃施設組合	災害時等における応援要請に基づくし尿等の処理	平成25年3月22日
災害時における支援協力に関する協定	大阪泉州農業協同組合	被災者が必要とする米穀、農産物及びその他生活必需品の救護物資と施設・資機材・車両等の供給協力	平成25年7月25日
泉州地域災害時相互応援協定	・堺市・岸和田市・泉大津市 ・貝塚市・和泉市・高石市 ・泉南市・阪南市・忠岡町 ・熊取町・田尻町・岬町	災害における広域的な相互応援	平成25年9月10日
防災情報付き電柱広告に関する覚書	関電サービス株式会社	防災情報付き電柱広告の掲出	平成25年10月18日

協定名称	締結相手先	協定内容	締結日
災害に係る情報発信等に関する協定	一般財団法人 全国防災共助協会	防災情報の提供や防災意識の向上を図る取組み	平成25年12月16日
災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	山本紙器株式会社	避難所におけるプライバシー確保や要配慮者の寒さ対策等のダンボール製品の調達	平成26年2月24日
	有限会社古谷ダンボール		
	J パックス株式会社		
	セツカールトン株式会社		
災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定	塩水港精糖株式会社 (関西製糖株式会社関連企業)	食糧等物資の供給協力など	平成26年2月24日
	株式会社オリエンタルベーカーリー		
災害時等の緊急放送における協定	株式会社ジェイコムウェスト	災害時等に住民に対して緊急情報の伝達のある場合の緊急放送の要請	平成26年4月16日
	株式会社ジュピターテレコム		
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時用に市内住宅地図や広域地図の無償貸与と住宅地図インターネット配信サービスの利用	平成26年6月23日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	情報の収集や提供、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による公共土木施設の被害に関する対応など	平成26年11月25日
災害発生時における泉佐野市と泉佐野市内郵便局の協力に関する協定	泉佐野市内郵便局	郵便局のネットワークを活用し得た情報や市の持つ情報を共有し、避難所以外の避難者の把握や円滑な広報活動、被災者への郵便物の迅速な配達が行われるよう協力を行います。	平成27年8月3日

出典：大阪府地域防災計画資料編（平成27年修正）

資料 10-2 自衛隊の災害派遣要請要求書

○ 知事への依頼書様式

		文書番号 年 月 日
大阪府知事 様		
泉佐野市長		
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項		

		文書番号 年 月 日
大阪府知事 様		
泉佐野市長		
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり 撤収要求を依頼します。		
記		
1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項		

資料 1 2-3 公用令書

公 用 令 書 （ 従 事 ・ 協 力 ）

従事第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

従事
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。
協力

処分権者 氏名 ⑩

従 事 す べ き 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	
従 事 す べ き 日 時	
出 頭 す べ き 場 所	
備 考	

公 用 変 更 令 書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）

第 78 条第 1 項

にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

㊞

変 更 し た 処 分 の 内 容

公 用 取 消 令 書

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）

第 78 条第 1 項

にかかる処分を取消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

㊞

参 考

参考-1

○泉佐野市防災会議条例

昭和 39 年 12 月 24 日

泉佐野市条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、泉佐野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 泉佐野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、20 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 泉州南消防組合消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項についての調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条の2 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員の報酬は、別に定める。

2 委員のうち市の経済に属する常勤の職員であるものに対しては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等が職務を行うため要した経費は、その費用弁償として、泉佐野市職員等の旅費についての条例(昭和38年泉佐野市条例第8号)による市長相当額とする。ただし、委員等のうち市の経済に属する常勤の職員であるものについては、その本務の旅費相当額とする。

(支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償の支給方法についてこの条例に定めがない事項については、泉佐野市職員の例による。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則 抄

1 この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日泉佐野市条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に任命されている泉佐野市防災会議及び泉佐野市国民健康保険運営協議会の委員については、改正後の泉佐野市防災会議条例第3条第5項及び泉佐野市国民健康保険条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月27日泉佐野市条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日泉佐野市条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考-2

○泉佐野市防災会議運営要綱

昭和40年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は泉佐野市防災会議条例第8条の規定に基づき、泉佐野市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議の会議において委員とみなすものとする。

(専決処分)

第4条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議で処理する事項のうち軽易な事項について、専決処分をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、会長は、機構改革に伴うもの及び字句、数字等の軽微な事項の修正について、専決処分することができる。

3 会長は前各項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において、その旨を報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 防災会議の会議は、公開する。ただし、防災会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 防災会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶 務)

第6条 この会議の庶務は、泉佐野市市長公室市民協働課において掌理する。

(補 則)

第7条 この要綱にさだめるもののほか会議に必要な事項はその都度会長が定める。

附 則

この要綱は昭和40年1月1日より実施する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は平成23年10月1日より実施する。

附 則

この要綱は平成26年8月22日より実施する。

参考-3

泉佐野市防災会議委員一覧

【委員 20名以内】

平成28年4月1日現在

区 分		職 名
会 長		泉佐野市長
1号	指定地方行政機関の職員	岸和田海上保安署長
2号	大阪府知事の部内の職員	岸和田土木事務所参事兼地域支援・企画課長
		阪南港湾事務所長
		泉佐野保健所長
3号	大阪府警の警察官	泉佐野警察署長
6号	消防長及び消防団長	泉州南広域消防本部 消防長
		泉佐野市 消防団長
7号	指定公共機関又は 指定地方機関の職員	新関西国際空港㈱総務部 総務グループリーダー
		西日本電信電話㈱大阪支店設備部長
		関西電力㈱岸和田営業所長
		大阪ガス㈱導管事業部 南部導管部導管計画チームマネージャー
		南海電気鉄道㈱泉佐野駅長
		地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局長
		西日本旅客鉄道㈱熊取駅長
8号	自主防災組織を構成する者	泉佐野市自主防災組織連絡協議会長
9号	その他	泉佐野市土地改良事業団体連絡協議会長
		陸上自衛隊第三十七普通科連隊第一中隊長
		一般社団法人 泉佐野泉南医師会副会長(泉佐野市担当)
		原子力規制庁熊取原子力規制事務所長

条例第4条の2

区 分		職 名
幹 事		泉佐野市 政策監(兼)市長公室長
		泉佐野市 政策監(兼)総務部長
		泉佐野市 政策監(兼)生活産業部長(兼)農業委員会事務局長
		泉佐野市 政策監(兼)健康福祉部長(兼)福祉事務所長
		泉佐野市 こども部長
		泉佐野市 政策監(兼)都市整備部長
		泉佐野市 政策監(兼)教育部長
		泉佐野市 市長公室市民協働担当理事

参考-4

泉佐野市防災対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 総合的かつ計画的な防災対策の検討及び推進を図るため、庁内関係部局で組織する、泉佐野市防災対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画修正案の作成に関すること
- (2) 防災関連計画及びマニュアル作成に関すること
- (3) その他防災対策の検討及び推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、副市長及び教育長並びに部長級職員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長副委員長を置き、委員長には、市長公室市民協働課の事務を担当する副市長、副委員長には、それ以外の副市長及び教育長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、運営を円滑に行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌庶務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室市民協働課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

参考-5

泉佐野市災害対策本部条例

昭和39年12月24日
泉佐野市条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7号の規定に基づき、泉佐野市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、本市防災会議と緊密な連絡のもとに地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

第3条 災害対策本部は、本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、市長をもって充てる。

3 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、その部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考-6

泉佐野市非常勤消防団員等の公務災害補償に関する条例

平成 18 年 6 月 30 日

泉佐野市条例第 26 号

泉佐野市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年泉佐野市条例第 14 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 24 条第 1 項、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 36 条の 3、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 45 条及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 84 条第 1 項(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、非常勤消防団員及び消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者並びに水防に従事した者並びに応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害補償を受ける権利)

第 2 条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項(同法第 36 条において準用する場合を含む。)若しくは第 29 条第 5 項(同法第 30 条の 2 及び第 36 条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項(同条第 3 項(原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等)

第 3 条 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関して必要な事項については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)の規定(災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 36 条第 1 項の規定により消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係る損害補償の規定の定めるとおりとされた場合を含む。)の例による。

(異議申立て)

第4条 市の行う非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、異議申立てをすることができる。

(報告、出頭等)

第5条 市は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第6条 市は、非常勤消防団員等に対して、この条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

附 則(平成18年9月29日泉佐野市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日泉佐野市条例第25号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日泉佐野市条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考-7

泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月5日

泉佐野市条例第40号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条～第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条～第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付(第12条～第16条)
- 付則
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- 2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時、その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者が、その死亡に係る災害に関し、次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合
1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第11条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和50年6月25日泉佐野市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年4月1日泉佐野市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和53年7月1日泉佐野市条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給

について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年6月27日泉佐野市条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月23日泉佐野市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則（昭和62年3月28日泉佐野市条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則（平成3年12月25日泉佐野市条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成13年12月26日泉佐野市条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

参考-8

泉佐野市立学校（園）災害対策計画

第1章 災害対策組織

1. 災害対策本部の設置

- (1) 校・園長は、災害が発生し、又はおそれのあるとき及び市教育委員会から警備防災についての指示があったときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部は、校・園長、教頭（園長代理）、その他の教職員をもって組織する。
- (3) 本部長は校・園長とし、副本部長は教頭（園長代理）とする。
- (4) 本部長に事故があるときは、副本部長が、本部長の職務を代行する。
- (5) 本部員は、本部長の命を受けて、情報の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等にあたる。

2. 教職員の配備体制及び配備人員

おおむね次のとおりとし、配備区分は、本部長が指令する。

A号配備体制（準備体制）・・・必要最小限の本部員

小規模の災害が発生し、又は災害発生のおそれがあるが、時間、規模等推測困難な場合で、情報連絡、園児・児童・生徒の状況把握、施設設備の点検・整備等災害対策の準備と小規模災害の応急対策を実施する体制

B号配備体制（警戒体制）・・・約3分の1の本部員

相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に対する警戒又は災害応急対策を実施する体制

C号配備体制（非常体制）・・・全員

大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、学校・園の全力をあげて災害応急対策を実施する体制

- (1) 本部長は、園児・児童・生徒在校時、夜間等事情により、配備人員を変更することがある。
- (2) 教職員は、勤務時間外において災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、特別の事情のある者を除き速やかに学校に参集する。
- (3) 教職員の非常招集の連絡、伝達方法及び災害対策組織は予め教職員に周知させる。

第2章 災害応急対策について

1. 園児・児童・生徒の安全確保

(1) 避難訓練

平素から避難合図、避難経路、避難場所等避難方法について園児・児童・生徒に周知させ、計画的に避難訓練を行う。

(2) 災害時の対策

ア. 園児・児童・生徒在校時の措置

(ア) 災害状況を園児・児童・生徒に周知させ、全員掌握する。

(イ) 状況に応じて授業停止、避難誘導、下校等の処置を的確に行う。

(ウ) 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。

(エ) 避難、下校に際しては、必要に応じ、警察署、消防署等の関係機関に連絡し、協力を求める。

イ. 園児・児童・生徒登校前の指示

(ア) 台風襲来等が前日に予想されるときは、校・園長は、状況に応じ、園児・児童・生徒下校時に、翌日の登校について適切な指示を与える。

(イ) 必要に応じ、園児・児童・生徒の家庭への連絡組織等を通じて指示を周知させる。

ウ. 災害が予想される場合は、災害発生後危険物となるおそれがある物品、施設等の安全処理、保健室常備の医薬機材、薬品の確保等の措置を行う。

2. 学校・園施設・設備等の保全

(1) 台風襲来等災害が予め予想される場合

ア. 窓、出入口の点検、固定を行う。

イ. 排水溝の整備、断水、停電に対する処置を行う。

ウ. 火元の始末等防火管理に留意する。

エ. 重要書類、重要物品等の管理と処理を適切に行う。

オ. 罹災者の校舎使用についての対策を行う。

(2) 火災、地震等突発的な災害があった場合

ア. 関係機関に急報する。

イ. 初期消火につとめ、施設・設備の保安にあたる。

ウ. 重要書類、重要物品等の保全管理を行う。

3. 災害があった場合の措置

(1) 災害があった場合は、校・園長は、園児・児童・生徒の安全の確保、授業再開等その他応急措置に努めるとともに、災害の状況を速やかに下記要領により教育委員会に報告する。

(2) 災害後の授業再開に際しては、伝染病防疫対策、危険物の処理等について遺憾のないように措置するとともに、必要に応じ関係機関の指示、協力を求める。

教育委員会に対する報告要領

被害その他の異常があったときは、担当課あての文書報告に先立ち、その概況を担当課へ電話報告する。

事 項		担 当 課
1	授業実施又は臨時休業の現況	学校教育課
2	園児・児童・生徒被災状況	
3	教職員被災状況	
4	教科書滅失状況	
5	施設・設備被害状況	教育総務課

施設・設備の被害状況

- 校 園 名 []
- 被 害 報 告 日 時 _____年____月____日____時現在調査
- 避 難 者 の 状 況 収容場所_____人数_____
- 浸 水 状 況 地上_____cm 床上_____cm
- 施設・設備被害状況

建物の名称及び被害の程度（全壊・半壊・一部損壊・その他）

種 別	建物名称	被害の内容	数量	被害推定額
屋 根			m ²	円
樋			m	円
ガラス			枚	円
建 具			枚	円
堀			m	円
樹 木			本	円
その他				
備 品			点	円
被 害 推 定 額 合 計				円

参考-10

原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と京都大学原子炉実験所（以下「乙」という。）は、双方の協力により、長年にわたり乙の原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）に関連して甲の住民の安全と健康の確保に努力して来たが、今後においても長くこの状態を維持するため、乙は、原子炉はもとより甲の住民の原子炉施設に係わる安全確保に責任を持ち、そのためできる限りの努力を払うことを確認し、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第1条 乙は、原子炉施設の建設及び運転等にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、原子炉施設に起因する環境放射線及び放射能（以下単に「環境放射線」という。）の防護と原子力安全の確保について万全の措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、前文に盛られた精神に照らし、この協定書に定められた事項を誠実に覆行するものとする。

（放射線防護と原子力安全の確保に関する計画）

第2条 乙は、甲と協議のうえ、環境放射線の防護と甲の住民の原子力安全の確保に関する計画を定めて、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画を適切に実施し、細心の注意と最高の技術をもって放射線管理を行うものとする。

（環境放射線のモニタリング）

第3条 乙は、甲の住民の原子力安全を確保するため、その負担において、原子炉施設周辺の環境放射線のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施するものとする。

2 前項のモニタリングの実施に関しては、乙はその項目、場所、方法及び時期について、甲と協議するものとする。

（モニタリング結果の報告）

第4条 乙は、前条のモニタリングを実施したときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の結果を公表できるものとする。

（原子炉の設置、変更に関する協議）

第5条 乙は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第23条第1項、又は第26条第1項の規定により原子炉施設の設置又は変更の承認を受けようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(災害発生時の措置)

第6条 乙は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第17条に規定する措置をとったとき、又は同規則第21条第2項に規定する事態が発生したときは、その状況を直ちに甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合においても、事態の状況、これに対する措置及び対策を、事態発生後10日以内に、文書で甲に報告するものとする。

(その他の報告及び立入調査)

第7条 甲が乙に対して、第4条及び前条に規定するもののほか、必要に応じて放射線に関する安全確保について報告を求めた場合には、乙は、報告を行うものとする。

2 前項の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、甲は、乙の原子炉主任技術者の立会いのもとに、甲の関係職員又は甲の委嘱した調査員により原子炉施設及びその周辺の立入調査を行わせることができるものとする。

(公害の防止)

第8条 乙は、その事業活動によって生じるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定めるもののほか、排気及び排水中の放射性物質総量の低減を心掛けるものとする。

(協議不調の場合のあつせん)

第9条 この協定により、甲乙間で協議すべき事項について協議が整わないときは、甲及び乙は、大阪府原子炉問題審議会にあつせんを依頼し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項を変更し、若しくはこの協定に定めのない事項について定めようとするとき、又はこの協定に関し疑義を生じたときは、甲と乙が協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成元年1月25日

甲 大阪府泉佐野市

市長 向江 昇

乙 京都大学原子炉実験所

所長 岡本 朴

参考-10

災害時における相互支援、協力協定

泉佐野市と泉佐野郵便局は、泉佐野市域において地震、風水害が発生し市民生活に多大な被害が生起した場合に、相互に支援、協力し、被災住民生活の復旧のため、次の通り協定する。

(支援、協力要請)

第1条

この協定による支援、協力要請は、それぞれの代表者の指示により行う。

(支援、協力態勢)

第2条

支援、協力の要請を受けたときは、特別の事情がない限り支援、協力態勢を整える。

(支援、協力活動)

第3条

支援、協力活動は原則として、支援、協力要請により行う。

(支援、協力範囲)

第4条

支援、協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害の状況等についての情報収集、および情報交換。
- (2) その他支援、協力を必要とする事項。

(協議)

第5条

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、双方協議のうえ定める。

(適用)

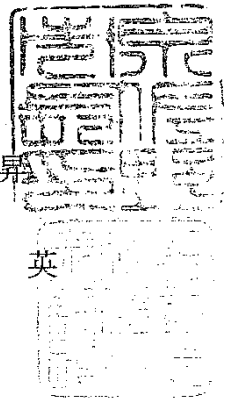
第6条

この協定は平成8年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月1日

泉佐野市 代表者	泉佐野市長	向江 昇
泉佐野郵便局 代表者	泉佐野郵便局長	中村 敦英



参考-11

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）とイズミヤ株式会社 泉佐野店（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障しない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の手続きは、泉佐野市内営業店店長もしくは店長の代理権限を有する者に対して次の事項を記載した文書を提出する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量・購入金額等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運搬）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

（物品の価格等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

（物品の価格等の決定及び支払い）

第6条 協力を要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求められることができる。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了2月前に甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（補則）

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成8年4月1日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 向江



乙 泉佐野市南中環7774番地

伊予田株式会社

店長 清水



参考-12

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社西近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の手続きは、泉佐野市内営業店店長もしくは店長の代理権限を有する者に対して次の事項を記載した文書を提出する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量・購入金額等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運 搬）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

（物品の価格等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(物品の価格等の決定及び支払い)

第6条 協力に要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了2ヶ月前に甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(補則)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成23年 4月 1日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市役所

泉佐野市長 新田谷 修司



乙

大阪市福島区海老江1丁目1番23号

イオンリテール株式会社西近畿カンパニー

取締役兼常務執行役員 伊塚 義廣

西近畿カンパニー支社長



参考-13

災害時における防災活動への協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社西近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に対し、乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン日根野店の駐車場を、避難場所とすることへの協力を要請できるものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の手続は、泉佐野市内営業店店長もしくは店長の代理権限を有する者に対して次の事項を記載した文書を提出する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) その他必要事項

（平常時の防災活動への協力）

第4条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン日根野店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了2ヶ月前に甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

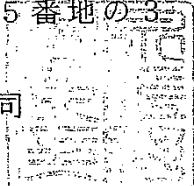
(補 則)

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市
泉佐野市長 新田谷 修司



乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社西近畿カンパニー
取締役兼常務執行役員
西近畿カンパニー支社長 伊塚義廣





震災時における緊急設備支援に関する協定書

①

泉 佐 野 市



株式会社 セ レ ス ポ

震災時における緊急設備支援に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という）と株式会社セレスポ（以下「乙」という）は、地震災害時に、甲が泉佐野市地域防災計画に基づき応急対策業務を行う際に、乙が緊急設備支援として、避難所用テント設備の設置等緊急対策システム「クイック24」（以下システムという。）を提供する事を目的として次の通り協定する。

（要 請）

- 第1条 甲は、地震災害発生時において、乙のシステム稼働の必要があると認めたときは、乙にその稼働を要請する。
- 2 甲と乙は、毎年度当初にシステムの稼働を要請する際における連絡責任者（別表1）を確認し、その内容に変更があった場合には、速やかに相手方に報告しなければならない。

（要請事項の措置）

- 第2条 乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を執るとともに、その措置事項を甲に報告する。

（システムの内容等）

- 第3条 乙は、甲が要請する場所（別表3）に情報連絡、緊急物資受入れ、ボランティア受入れ、医療救護等を実施するために必要なテントキャンプ資材を、甲からの要請後概ね24時間以内に搬入及び設置し、稼働終了後に撤去する。
- 2 搬入及び設置する資材の詳細は別表2に定める。

（稼働範囲）

- 第4条 乙が甲の要請に基づきシステムを稼働し、設置する場所は、甲の避難所開設予定場所のうち、あらかじめ指定した6ヶ所（別表3）以内とする。
- 2 稼働する避難所は、災害の状況に応じ、甲乙協議の上、他の避難所開設予定場所と入れ替える事ができる。

（システムの稼働料金）

- 第5条 システムの稼働料金は、災害発生前の適性料金を基準とし、甲乙協議して決定するものとし、乙は毎年度当初に参考料金を甲に報告する。
- 2 システムの資材について、汚損、破損、紛失等があった場合は、乙は甲にその責を求めない。

（有効期間及び更新）

- 第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(照会)

第7条 甲及び乙は、この協定締結の後、毎年4月に連絡体制を相互に照会するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 大阪府泉佐野市市場東一丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 新田谷 修司



乙 東京都豊島区北大塚1-21-5

株式会社セレスポ

代表取締役社長 稲葉 利彦



別表—2

協定避難所および対応内容

泉佐野市様用の資材について 次の対応内容とする。	資材の種類・数量	テント 2×3間	20 張
		テーブル	20 台
		養生シート	40 枚

別表—3

避難所	避難所名称／住所	電話番号／備考欄	対応数量
1.	佐野中学校	072-464-6171	テント・テーブル (3)
	泉佐野市羽倉崎4-3-12		養生シート (6)
2.	新池中学校	072-464-6181	テント・テーブル (3)
	泉佐野市松風台1-1151-1		養生シート (6)
3.	第三中学校	072-464-6191	テント・テーブル (3)
	泉佐野市下瓦屋500		養生シート (6)
4.	日根野中学校	072-468-0061	テント・テーブル (3)
	泉佐野市日根野1699		養生シート (6)
5.	長南中学校	072-465-6881	テント・テーブル (3)
	泉佐野市南中安松888		養生シート (6)
6.	末広公園		テント・テーブル (5)
	泉佐野市新安松1-1-23		養生シート (10)
特記事項： 各避難所に振り分ける資材の数量は別表-2の数量となります。			

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と社団法人エルピーガス協会泉佐野支部（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、緊急用エルピーガス（燃焼機を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の供給確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要と認める場合は、乙に対してLPガス等の供給協力を要請できるものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事由のない限り要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は提供する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の供給を要請する期間は、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（安全点検）

第4条 乙がLPガス等を供給するときは、燃焼器具の安全点検をして供給するものとする。

（設置の場所）

第5条 LPガス等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は当該設置の確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が甲の要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、LPガス等の使用料の請求を行う場合は、甲と請求に関する事項について協議のうえ、請求書により行うものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

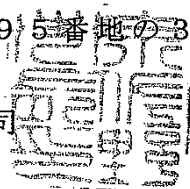
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成19年8月1日

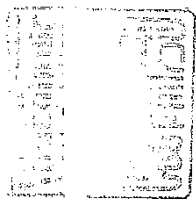
甲 泉佐野市市場東1丁目29番地の3
泉佐野市
泉佐野市長 新田谷 修司



乙 泉佐野市南中樫井628番地
社団法人エルピーガス協会 泉佐野支部
支部長 北谷 敏樹



災害時における電気設備の
応急復旧時等の応援に関する協定書



泉 佐 野 市

大阪府電気工事工業組合岸和田支部

災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪府電気工事工業組合岸和田支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生前における通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第6条 乙が、応援に係る業務の実施に伴う第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

(補償)

第7条 応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

(連絡責任者)

第8条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては泉佐野市長を、乙においては大阪府電気工事工業組合岸和田支部長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

(総合防災訓練等への参加)

第10条 乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

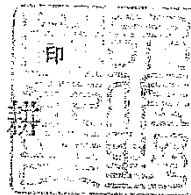
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 5 月 12 日

甲：大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 295-3

泉佐野市長

千代松 大耕



乙：大阪府岸和田市藤井町 3 丁目 13 番 25 号

大阪府電気工事工業組合岸和田支部

支部長 西野 正則



災害時における物品の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪いずみ市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が市民の生命を守る責務を果たすために行なう災害対策業務に関し、乙が社会的使命に基づいて実施する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行ない、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（物品の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な物品の調達と輸送を行なうため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行ない、乙はこれを受けて協定に基づいた協力を行なう。

（情報の収集・提供）

第3条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努める。

（防災意識の向上）

第4条 乙は、生協の活動を通じて、日常的に生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行なう。

（協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行なったときをもって発効する。

（連絡責任者）

第6条 本協定に基づく要請等に関する事項の連絡責任者として、甲においては泉佐野市市長公室市民協働課長を、乙においては大阪いずみ市民生活協同組合人事総務部総務グループリーダーをそれぞれ指定するものとする。

（確認書の作成）

第7条 この協定の詳細については、別途確認書を定める。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年2月17日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

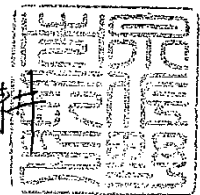
(協議)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。
この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市

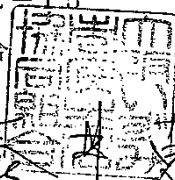
代表者 泉佐野市長 千代松 大耕



乙 堺市堺区南花田口町2丁目2-15
大阪いずみ市民生活協同組合

理事長

藤井 裕



「災害時における物品の供給協力に関する協定書」についての確認書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪いずみ市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、「災害時における物品の供給協力に関する協定書」（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づき、災害時における物品の供給に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において甲が物品を調達する必要があるときは、乙に対し物品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が保有する物品の優先供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努める。

（物品）

第 3 条 甲が乙に要請する物品の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、保有する災害時に供給可能な物品の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告する。

（要請の手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行ない、後日速やかに文書を送付する。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努める。

（情報の提供）

第 5 条 甲は協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努める。

2 乙は、業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供する。

（輸送）

第 6 条 甲と乙は、災害発生時に物品の調達及び供給のために必要となる乙の輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力する。

2 物品の輸送は、原則として緊急通行車両事前届出済証を有している車両を用いて行なう。

3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずる。

(物品の受領)

第7条 甲は、甲が指定した場所において乙が輸送した物品の品目及び数量を確認のうえ受領する。

(業務報告)

第8条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告する。

(費用負担)

第9条 協定により乙が供給した物品の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担する。

2 前項の供給に係る物品の対価及び輸送費用等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物品の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担等)

第11条 協定に基づく乙の輸送業務により生じた損害の賠償、または乙の職員のうち第2条に定める業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議する。

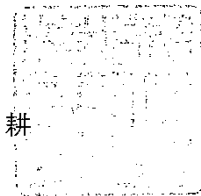
(協 議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定める。

この確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大 耕



乙 堺市堺区南花田口町2丁目2-15
大阪いずみ市民生活協同組合
理事長 藤井 克裕



大規模災害発生時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する覚書

泉佐野市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模災害が発生した場合、泉佐野市内におけるボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細やかな支援並びに被災地の迅速な復旧・復興に寄与するために泉佐野市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置要請）

第2条 甲は、大規模災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれるときは、乙に対しセンターの設置を要請する。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書または口頭で行う。ただし、口頭により要請したときは、後日速やかに文書を交付するものとする。

被害の状況及びボランティアによる支援内容

設置期間の見込み

その他参考となる事項

3 乙は、第1項及び第2項による要請を受けたときは、直ちにセンターを設置し運営するものとする。

（運営の支援）

第3条 甲は、前条の設置要請をしたときは、センターの円滑な運営を確保するために乙に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

活動拠点の提供

資器材等の提供

被災状況に関する情報の提供

その他センターの運営に必要と認める支援

（基本理念）

第4条 センターは、ボランティアの自主性を最大限に尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともに、ボランティアとの協働関係を構築することを基本理念として、運営されなければならない。

（業務の範囲）

第5条 センターは、基本理念にのっとり、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行う。

被災住民のボランティアニーズの収集・集約

ボランティアの受付，登録及び保険の加入手続き

ボランティア活動のコーディネート

活動に必要な資器材等の貸与

活動場所への移動手段の確保

ボランティアの健康管理及び安全確保

その他ボランティア活動の推進に関し必要と認める業務

- 2 前項各号に掲げる業務の細目に関し，甲と乙は協議のうえあらかじめ運営マニュアルを作成するとともに，訓練等を通じて内容を検証するなど常にその改善に努めるものとする。

(センターによる支援及び総合調整)

第6条 センターは，泉佐野市地域防災計画に基づきセンターが行う支援，ボランティアの募集及び受入れ等に関する総合的な調整のもと運営されるものとする。

(設置期間)

第7条 センターの設置期間は，被災住民のボランティアニーズの状況等を勘案し，甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連携協力)

第8条 甲及び乙は，センターが果たす役割の重要性を深く認識し，災害時はもとより平常時から相互に緊密な連携協力を保つものとする。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は，甲乙協議のうえ，そのつど決定するものとする。

この覚書を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自1通を保有する。

平成24年 3 月 5 日

甲 大阪府泉佐野市市場東一丁目295番地の3
泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府泉佐野市上町一丁目2番9号
社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
会 長 冠 士 朗



全国青年市長会災害相互応援に関する要綱
全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(平成17年6月7日現在)

1

全国青年市長会

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が50歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、この要綱の趣旨に賛同した会員市とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等

- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (5) 応援を受ける場所及びその経路
- (6) 応援を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(実施)

第8条 会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、極力これに応じ、救護に努めるものとする。

- 2 応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることが出来るものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第6条の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

2 第1条の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応 援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舍のあつせん、その他の便宜を供与するものとする。

4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を至弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があつた場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替至弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

1 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。

2 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

2 前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附 則

この実施要領は、平成7年10月27日から施行する。

別表第2 (第3条関係)

ブロック別都道府県

(順不同)

ブロック別	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・ 山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・ 宮崎県・鹿児島県・沖縄県

災害時における支援協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪泉州農業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時において、被災者が必要とする米穀、農産物及びその他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）と、泉佐野市内にある乙の所有する施設・資機材・車両等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に、甲及び甲が相互応援協定を締結する市町村に対して、甲が実施する災害時の応急対策に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害時の応急対策に必要であると認められるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項の協力を依頼するものとする。

- (1) 乙の取り扱う物資について、その業務に支障のない範囲で、甲に対して優先的に提供を行うこと。
- (2) 泉佐野市内にある乙の所有する倉庫等の施設をその業務に支障のない範囲で、甲が確保する災害支援物資の保管施設として提供すること。
- (3) 乙の所有する車両及び資機材等をその業務に支障のない範囲で、甲が行う災害時の応急対策業務に際し提供し、及びその役務の提供を行うこと。
- (4) 乙は、泉佐野市内に所有する施設及び駐車場等の施設を災害時の一時避難場所として被災者等に開放し、可能な範囲で飲料水、トイレ等の提供を行うこと。
- (5) その他、災害時の応急対策に関し甲乙が協議し認める事項。

（費用負担）

第3条 甲は、乙が実施した災害応急対策について、その費用についての代金を負担するものとする。この場合において物資の価格は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、施設、資機材及び車両等の提供及び役務に係る費用負担については、甲乙が別途協議し定めるものとする。

(請求及び支払い)

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成するとともに、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があつたときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、別に協議する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成25年7月25日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

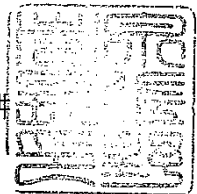
(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

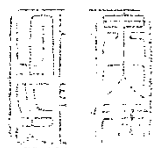
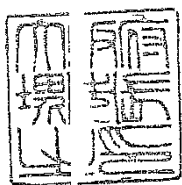
平成25年7月25日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市
泉佐野市長 千代松大耕

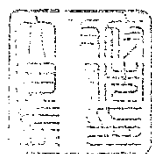
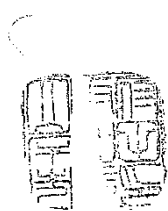
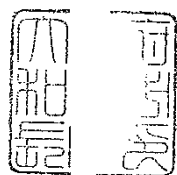
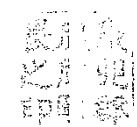


乙 泉佐野市日根野4040-1
大阪泉州農業協同組合
代表理事組合長 秦 増雄





協 定 書



泉州地域災害時相互応援協定

泉州地域災害時相互応援協定

堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の9市4町（以下「関係市町」という。）は、災害における広域的な相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはその恐れがあり、当該市町独自では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（相互応援）

第2条 関係市町は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした関係市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

2 前項に定める応援を要請しようとする関係市町は、必要となる事項を明記の上、文書により他の関係市町に対して要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（人的応援）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長が、災害が発生しまたはその恐れがある場所及び状況並びに出動を求める場所及び人員等を明示し、応援可能な関係市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 前条に定めるもののほか、救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数量、配置場所等を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（その他の応援）

第5条 前2条に定めるもののほか応援を必要とする場合については、応援要請市町の長が、必要となる項目を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（指揮）

第6条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の人的応援に要した経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町が負担する。
- (2) 第3条の人的応援に要した経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務從事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町が負担する。
- (3) 第4条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町が負担する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援に要した経費は原則として、応援要請市町が負担する。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町の協議により実施細目を定めることができる。

(定めのない事項等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、関係市町が協議して定めるものとする。

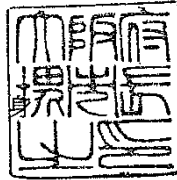
(協定の発効等)

第10条 この協定は、平成25年9月10日から効力を生ずる。

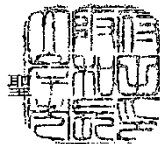
この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、関係市町が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年9月10日

堺市長 竹 山 修



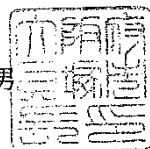
岸和田市長 野 口



泉大津市長 伊 藤 晴



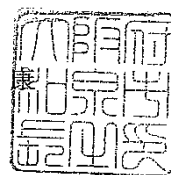
貝塚市長 藤 原 龍 男



泉佐野市長 千代松 大 耕



和泉市長 辻 宏



高石市長 阪 口 伸 六



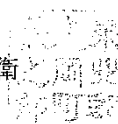
泉南市長 向 井 通 彦



阪南市長 福 山 敏



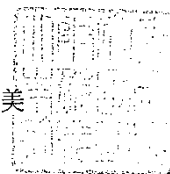
忠岡町長 和 田 吉 衛



熊取町長 中 西



田尻町長 原 明 美



岬町長 田 代 堯



特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

泉佐野市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社大阪南支店(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

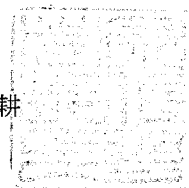
平成25年2月1日

(甲) 泉佐野市市場東一丁目295-3

泉佐野市

代表者

泉佐野市長 千代松 大耕



(乙) 大阪市西区阿波座2-1-11

西日本電信電話株式会社

大阪南支店長 東 隆 信



一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書

大阪府泉州地域の各市町等は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市、町及び一部事務組合（以下「協定団体」という。）の一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより災害発生時や施設事故等に対し、より広域的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

協定団体

堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合

（相互支援の内容）

第2条 この協定による相互支援は、次に掲げる場合を基本とする。

- （1） 協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設又は破碎施設等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、事故等により一般廃棄物処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に陥り、他の協定団体の支援を必要とするとき。
- （2） 地震、台風等の災害発生時において大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬のために、他の協定団体の支援を必要とするとき。
- （3） 前各号のほか、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると、支援を要請する協定団体及び当該要請を受け入れる予定の協定団体双方が認めたとき。

2 前項の規定により支援を要請した協定団体は、当該要請を受け入れた協定団体に対し、支援の内容に相当する負担を行うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定めるものとする。

（協定団体の努力義務）

第3条 協定団体は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に常に留意し、一般廃棄物を処理するものとする。

- （1） ごみの分別の徹底を図り、ごみ質の管理を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。

- (2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、適正な処理体制を確保するよう努めること。
- (3) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定団体は、一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案して、受け入れ可能な協定団体に対し、支援を要請することができる。

- 2 前項に掲げる支援の要請を受けた協定団体は、自らの処理能力や受け入れ基準等を勘案し、支援の内容及びその実施の可否を判断するものとする。
- 3 協定団体において、第2条第1項第2号に掲げる事態が発生し、緊急かつ広域的な支援が必要と認められるときは、堺市及び大阪府ごみ処理広域化計画に基づく泉州ブロック会議の会長（堺市が支援を要する場合は、同泉州ブロック会議の会長及び副会長）は支援を必要とする協定団体の依頼に基づき、その他の協定団体による支援の調整を行うことができる。
- 4 前項の規定によっても処理し難い大規模な災害等により泉州地域全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするとき又は前項の規定による泉州ブロック会議の会長等による調整が不調のとき、支援を必要とする協定団体は、大阪府に対し、支援調整を依頼することができる。

(支援の方式)

第5条 協定団体は、相互支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

- 2 この協定による支援の要請及び当該要請の受け入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定団体が当該要請を受け入れる協定団体に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定団体は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定の有効期限は、締結日から1年間とし、期間満了前日までに、いずれの協定団体からも改廃等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。ただし、期間中における改廃等は、その都度協定団体間で協議して決定するものとする。

こと。

定めること

この協定締結の証として、本書17通を作成し、各協定団体記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

する協定団

に對し、

等を勘案し

な支援が

会議の会

要とする

更に広範

による調整

ができる。

は、その都

り提出する

相互の緊密

協議して決

れの協定団

とする。た

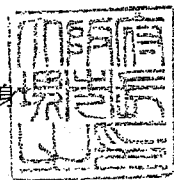
平成25年3月22日

堺市長

竹山

修

身



高石市長

阪口

伸

木

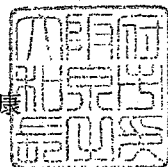


和泉市長

辻

宏

康



泉大津市長

伊藤

晴

彦



忠岡町長

和田

吉

衛



岸和田市長

野口

聖

子



貝塚市長

藤原

龍

男

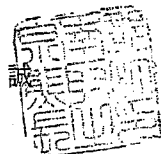


熊取町長

中西

誠

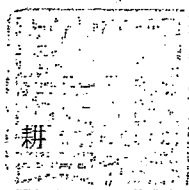
子



泉佐野市長

千代松

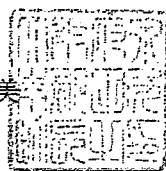
大 耕



田尻町長

原

明 美



泉南市長

向 井

通 彦



阪南市長

福 山

敏 博



岬 町 長

田 代

堯

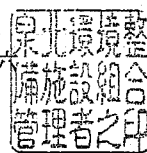


泉北環境整備施設組合管理者

阪 口

伸

六



岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者

野 口

聖



泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者

千代松

大

耕



泉南清掃事務組合管理者

向 井

通

彦





し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書

大阪府泉州地域（堺市を除く）各市町等は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理に支障をきたす災害発生時等に備え、し尿等の処理に係る総合的な相互支援の基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市、町及び一部事務組合（以下「協定団体」という。）のし尿等の処理における総合的な相互支援を図ることにより、災害発生時等におけるより広域的な支援体制を確保し、協定団体におけるし尿等に係る一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

協定団体

高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合

（相互支援の内容）

第2条 この協定による相互支援は、次に掲げる場合を基本とする。

- （1） 協定団体のし尿処理施設が災害等により、し尿等の処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に陥り、他の協定団体の支援を必要とするとき。
- （2） 前号のほか、し尿等の処理を困難とする特別な事情があると、支援を要請する協定団体及び当該要請を受け入れる予定の協定団体双方が認めたとき。

2 前項の規定により支援を要請した協定団体は、当該要請を受け入れた協定団体に対し、支援の内容に相当する負担を行うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定めるものとする。

（協定団体の努力義務）

第3条 協定団体は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に常に留意し、し尿等を処理するものとする。

- （1） 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な処理体制を確保するよう努めること。
- （2） 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定団体は、し尿等の処理量や運搬距離、経路を勘案して、受け入れ可能な協定団体に対し、支援を要請することができる。

2 前項に掲げる支援の要請を受けた協定団体は、自らの処理能力や受け入れ基準等を勘案し、支援の内容及びその実施の可否を判断するものとする。

3 被害が甚大で協定団体のみでし尿等が適正に処理できない場合は、必要に応じ、大阪府に支援の調整等を要請することができるものとする。

(支援の方式)

第5条 協定団体は、相互支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び当該要請の受け入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定団体が当該要請を受け入れる協定団体に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定団体はし尿等の処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了前日までに、いずれの協定団体からも改廃等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。ただし、期間中における改廃等は、その都度協定団体で協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書14通を作成し、各協定団体記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月22日

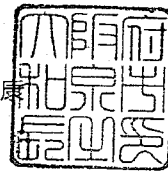
高石市長

阪口 伸太



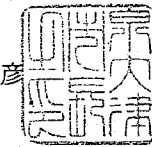
和泉市長

辻 宏康



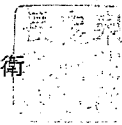
泉大津市長

伊藤 晴彦



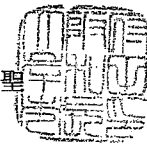
忠岡町長

和田 吉衛



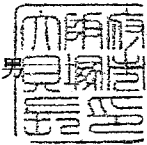
岸和田市長

野口 聖



貝塚市長

藤原 龍男



熊取町長

中西



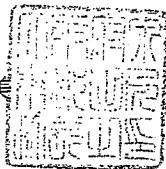
泉佐野市長

千代松 大耕



田尻町長

原 明美



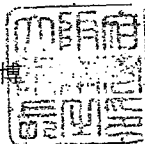
泉南市長

向井 通彦



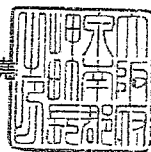
阪南市長

福山 敏博



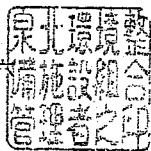
岬町長

田代 亮



泉北環境整備施設組合管理者

阪口 伸六



泉佐野市田尻町清掃施設組合管理者

千代松 大耕



災害時における支援協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪泉州農業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時において、被災者が必要とする米穀、農産物及びその他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）と、泉佐野市内にある乙の所有する施設・資機材・車両等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に、甲及び甲が相互応援協定を締結する市町村に対して、甲が実施する災害時の応急対策に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害時の応急対策に必要であると認められるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項の協力を依頼するものとする。

- (1) 乙の取り扱う物資について、その業務に支障のない範囲で、甲に対して優先的に提供を行うこと。
- (2) 泉佐野市内にある乙の所有する倉庫等の施設をその業務に支障のない範囲で、甲が確保する災害支援物資の保管施設として提供すること。
- (3) 乙の所有する車両及び資機材等をその業務に支障のない範囲で、甲が行う災害時の応急対策業務に際し提供し、及びその役務の提供を行うこと。
- (4) 乙は、泉佐野市内に所有する施設及び駐車場等の施設を災害時の一時避難場所として被災者等に開放し、可能な範囲で飲料水、トイレ等の提供を行うこと。
- (5) その他、災害時の応急対策に関し甲乙が協議し認める事項。

（費用負担）

第3条 甲は、乙が実施した災害応急対策について、その費用についての代金を負担するものとする。この場合において物資の価格は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、施設、資機材及び車両等の提供及び役務に係る費用負担については、甲乙が別途協議し定めるものとする。

(請求及び支払い)

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成するとともに、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、別に協議する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成25年7月25日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

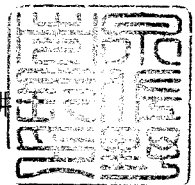
(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成25年7月25日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市
泉佐野市長 千代松大耕



乙 泉佐野市日根野4040-1
大阪泉州農業協同組合
代表理事組合長 秦 増雄



防災情報付き電柱広告に関する覚書

泉佐野市（以下「甲」という。）と関電サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、泉佐野市内における防災情報付き電柱広告の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、泉佐野市内における防災情報付き電柱広告の掲出により、市民に対する平時からの防災意識を啓発するとともに、災害発生時の情報提供に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- （1）防災情報付き電柱広告 乙の実施している広告事業において電柱へ設置する看板（巻き付け）に民間企業などの広告と併せて防災情報を掲載するものをいい、所有権及び管理責任については、乙に属する。
- （2）広告主 本覚書の趣旨に賛同する企業等をいう。
- （3）電柱 関西電力株式会社および西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第3条 甲は、防災情報付き電柱広告の掲出のために必要な防災情報を乙に提供するものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この覚書の趣旨に適う広告主を募り、防災情報付き電柱広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこととする。
- （2）掲出された防災情報付き電柱広告の維持管理および住民からの申し出等に対して対応を行う。
- （3）防災情報付き電柱広告の掲出状況について、甲に報告を行う。
- （4）防災情報付き電柱広告の掲出については、法令などを遵守し公序良俗に反しないものとする。

(経費等)

第5条 防災情報付き電柱広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙および広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(細目)

第6条 この覚書を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第7条 この覚書実施に関し必要となる事項および協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第8条 この覚書は、覚書締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって覚書終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

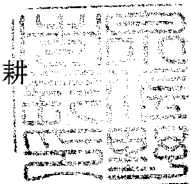
甲と乙は、本覚書書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成25年10月18日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295-3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕



乙 大阪府大阪市北区西天満5丁目14番10号

関電サービス株式会社

代表取締役社長 寺 本 高



災害に係る情報発信等に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）および一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

甲及び乙は協働して、災害時の減災を目的に、市民に対し、泉佐野市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) 甲が、泉佐野市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力し、ステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災 AR システム（以下「本システム」という）にて、これらの情報を平常時から掲載するなどして、一般に広く周知する。
 - (2) 乙は、甲に、災害時の泉佐野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報、及び、被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報などを市民に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
 - (3) 乙が提供する本システムは、泉佐野市民に対して、平常時は防災への備蓄を施し、災害時には、現時点からの最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供する。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙の両者の協議により決定するものとする。
3. 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
5. 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時である為、情報の信頼性、本システムの可動に関して甲乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を利用規約にて明記する。
6. 本システムにより、広告情報を提供する場合は、「泉佐野市印刷物等広告掲載要綱」の内容を満たすものとする。

第3条（責任の範囲）

1. 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
2. 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

3. 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

4. 本システムの窓口は乙とする。

第4条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第5条（情報の周知）

乙は、泉佐野市から提供を受ける情報について、泉佐野市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第6条（本協定の公表）

本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第7条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

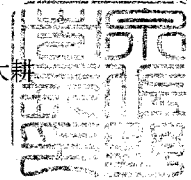
以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年12月16日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295-3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕



乙 滋賀県大津市一里山1-16-1

一般社団法人 全国防災共助協会

代表理事 池光 博明



災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と有限会社古谷ダンボール（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期限は締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

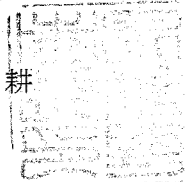
この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年 2月24日

(甲) 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市長

千代松大耕



(乙) 泉佐野市日根野2092-1

有限会社 古谷ダンボール

代表取締役社長 古谷久知



災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と山本紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期限は締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

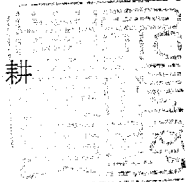
第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年 2月24日

(甲) 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市長 千代松大耕

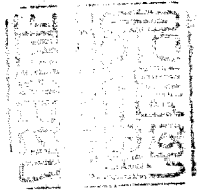


(乙) 泉佐野市上之郷1748

山本紙器株式会社

代表取締役 九鬼敏浩





災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）とＪパックス株式会社（以下「乙」という。）および、セツカートン株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第２条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第１号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２ 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第３条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （１）段ボール製簡易ベッド
- （２）段ボール製シート
- （３）段ボール製間仕切り
- （４）その他、乙丙の取扱商品

（手続等）

第４条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２ 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第５条 甲は、乙及び丙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

２ 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第６条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、３０日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。



(連絡窓口)

第7条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期限は締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

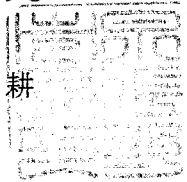
第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 26 年 2 月 24 日

(甲) 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市長 千代松大耕



(乙) 八尾市太子堂2丁目5番38号

Jパックス株式会社

代表取締役 水谷嘉浩



(丙) 伊丹市東有岡5丁目33番地

セツカートン株式会社

代表取締役 丹羽俊雄



災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と塩水港精糖株式会社（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の文書には次の項目を記載する。

- （1） 要請理由（災害状況等）
- （2） 必要とする物品の種類・数量等
- （3） 納入又は受け渡しの日時・場所
- （4） その他必要事項

（運 搬）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

（物品の価格等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(物品の価格等の決定及び支払い)

第6条 協力に要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月24日から平成27年2月23日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了1ヶ月前までに甲乙の一方から相手方に対する協定解除の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

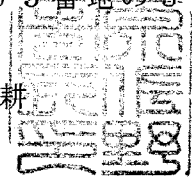
(補則)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市役所
泉佐野市長 千代松 大耕



乙 東京都中央区日本橋堀留町2丁目
9番6号 ニューESRビル
塩水港精糖株式会社
代表取締役社長 浅倉 三男



災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と株式会社オリエンタルベーカリー（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の文書には次の項目を記載する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運 搬）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

（物品の価格等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(物品の価格等の決定及び支払い)

第6条 協力に要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月24日から平成27年2月23日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了1ヶ月前までに甲乙の一方から相手方に対する協定解除の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

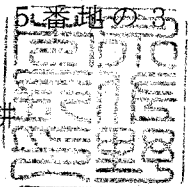
(補則)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 泉佐野市市場東1丁目29番地の3
泉佐野市役所
泉佐野市長 千代松 大耕



乙 大阪市浪速区元町1-3
株式会社オリエンタルベ
代表取締役社長 原田



災害時等の緊急放送における協定

(協定の主旨)

第1条 本協定は災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、大地震、台風などの自然災害またその他の緊急事態発生時に住民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において泉佐野市（以下「甲」という）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という）に緊急放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

(緊急放送要請の手続き)

第2条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という）に要請するものとする。

- (1) 緊急放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2. 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別紙のとおり定めるものとする。

3. 要請の際の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。

4. 連絡はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わない判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合は事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

(緊急放送の実施)

第3条 丙は甲から要請を受けた事項に関し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

(情報の活用)

第4条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第二条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙および丙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

(疑義の発生について)

第5条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙・丙のいずれからも意思表示がなければ、更に1年間延長されるものとする。

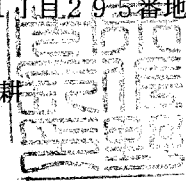
この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年 4月 16日

(甲) 大阪府泉佐野市市場東1丁目29番地の3

泉佐野市

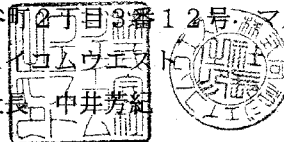
泉佐野市長 千代松大耕



(乙) 大阪府大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル6階

株式会社ジェイコムウエスト

代表取締役社長 中井芳紀



(丙) 大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー5階

株式会社ジュピターテレコム

関西メディアセンター

メディアセンター長 山崎善之



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、泉佐野市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、泉佐野市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条 (地図製品等の利用等)

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条 (情報交換)

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条 (有効期間)

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条 (協 議)

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

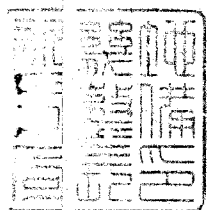
以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年6月23日

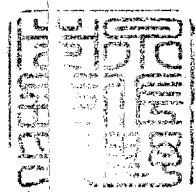
甲) 大阪府泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大耕

乙) 大阪市西区川口3丁目3-9
株式会社ゼンリン
第一事業本部 関西第1エリア統括部
統括部長 和田 浩





「災害時等の応援に関する申し合わせ」



災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と泉佐野市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、市民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 泉佐野市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 泉佐野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

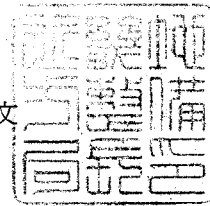
第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

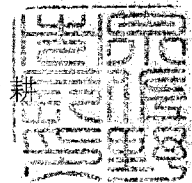
第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成26年11月25日

甲 近畿地方整備局長 森 昌文



乙 泉佐野市長 千代松 大耕



災害発生時における泉佐野市と泉佐野市内郵便局の協力に関する協定

大阪府泉佐野市(以下「甲」という。)と泉佐野市内郵便局(以下「乙」という。)は、泉佐野市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために平成8年4月1日に締結した「災害時における相互支援、協力協定」を改正し、次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、泉佐野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項
なお、別添1・2「避難者情報確認シート(避難先届)」又は転居届の配布・回収を含む。
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 泉佐野市 市長公室 市民協働課 危機管理担当参事

乙 日本郵便株式会社 泉佐野郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年8月3日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

なお、この協定の締結をもって、平成8年4月1日に締結した「災害時における相互支援、協力協定」は廃止とする。

2015年8月3日

甲 住所

泉佐野市市場東1丁目295番地の3

代表 泉佐野市長

千代松 大耕 印

乙 住所

泉佐野市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 泉佐野郵便局長

角田 誠造

